

原子力発電環境整備機構
評議員会 御中

調 査 報 告 書

平成 29 年 12 月 27 日

調査チ一ム

目 次

第1編 調査の概要	4
第1章 調査チーム設置の経緯	4
第2章 調査体制と調査方針	5
第1 調査体制	5
第2 本事案1に関する調査方針	5
第3 本事案2に関する調査方針	6
第4 本調査報告書の作成	7
第3章 調査事項	7
第1 本事案1について	7
第2 本事案2について	7
第2編 本事案1	7
第1章 事実関係	7
第1 本件過去イベントについて	7
1 本件過去イベントの内容	7
2 本件過去イベントの業務委託先	8
3 電通とオ社間の再委託	8
4 オ社について	8
5 株式会社ビーウェルについて	8
6 オ社、ビーウェルによるネットワーク先の学生団体等に対するイベント 参加呼びかけ業務について	9
7 オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけの実態	10
8 オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけのまとめ	12
9 オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけに関するN U M O 、電通 の各担当者の認識	12
10 発言誘導について	12
第2 本件意見交換会について	13
1 本件意見交換会の内容・位置付け	13
2 本件意見交換会の業務委託先	13
3 地活研とオ社間の再委託	13
4 学生への参加呼びかけ業務に関する交渉経過	13

5	東京会場の学生参加者に対するオ社の参加呼びかけの状況.....	15
6	愛知、大阪、兵庫会場の学生参加者に対するオ社の参加呼びかけの状況	16
7	埼玉会場での学生参加者に対するオ社の参加呼びかけの状況	17
8	オ社による本件意見交換会への参加呼びかけのまとめ	18
9	発言誘導の有無について	18
第 2 章	原因分析	19
第 1	本件過去イベントについて	19
1	「学生への参加呼びかけ」の契約上の位置付けが不明確であったこと	19
2	委託者側のリスク認識・リスク管理が不十分であったこと	20
第 2	本件意見交換会について	21
1	学生への参加呼びかけに関するオ社の業務委託契約違反	21
2	学生への参加呼びかけに関する契約締結過程に関する問題点	21
3	本件意見交換会への参加呼びかけに伴う委託者側のリスク認識・リスク 管理が不十分であったこと	23
第 3 編	本事案 2	25
第 1 章	事実関係	25
第 1	本件意見交換会の内容と告知、参加呼びかけ担当部署について	25
1	本件意見交換会の内容	25
2	本件意見交換会の告知、参加呼びかけの担当部署	26
3	地域交流第 1 G ないし第 4 G の業務分担	26
4	地域交流第 1 G ないし第 4 G の業務内容	26
第 2	シンポジウム等開催の告知、参加呼びかけについて	27
1	広告代理店の利用	27
2	開催地域の経済団体等への周知依頼	27
3	電力会社に対する告知	27
4	電話、E メール等での告知	28
5	地域交流第 1 G ないし第 4 G での取り決め	28
第 3	本件メールの発信経緯等	28
1	本件メールの発信経緯	28
2	本件メールが発信された後の経緯	29
第 4	本件意見交換会での電力会社関係者に対する対応について	30

第 5	本件意見交換会への電力会社関係者等の参加について	31
1	本件意見交換会に参加した電力会社関係者について	31
2	A席で参加した電力会社関係者について	31
3	電力会社関係者の本件意見交換会での発言	32
第 6	まとめ	32
1	本件メールについて	32
2	NUMO内の取り決めについて	32
3	本件意見交換会への告知、参加呼びかけについて	33
第 2 章	原因分析	33
1	本件メールについて	33
2	NUMO内の問題	33
3	シンポジウム等と電力会社関係者の関係について	34
第 4 編	再発防止策等	34
第 1 章	本事案 1 に対する再発防止策等	34
第 1	契約に対する考え方	34
1	契約内容の明確化	34
2	契約書の作成	35
第 2	再委託先に対する管理、監督	35
1	委託業務に関する趣旨・目的の共有	35
2	委託業務の遂行状況の把握及び管理監督	35
第 2 章	本事案 2 に対する再発防止策等	36
第 1	シンポジウム等の告知、参加呼びかけについて	36
第 2	シンポジウム等への電力会社関係者の参加について	36
第 3	告知・参加呼びかけ担当部署における横断的な認識の共有	36
第 3 章	リスク管理体制の確立	37
第 4 章	評議員会への要請	37
別紙	39

第1編 調査の概要

第1章 調査チーム設置の経緯

1 原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）と経済産業省資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）の共催による「科学的特性マップに関する意見交換会」（以下「本件意見交換会」という。）が、2017年11月6日、埼玉県さいたま市の埼玉会場において開催されたところ、参加した大学生1名から「参加すれば1万円もらえると聞いた」旨の発言があつたことを契機として、本件意見交換会への参加に関する謝金支払や発言誘導の有無等の問題が指摘され、本件意見交換会の参加者募集に関する疑義が発生した（以下「本事案1」という。）。

これを受け、NUMOは、本事案1に関する事実関係の解明と再発防止策の検討を行うため、NUMOの外部有識者機関である評議員会に調査チームを設置することを評議員会に諮問した。同月30日、評議員会が開催され、評議員会は本事案1への対応について協議し、本事案1の解明と再発防止策について検討するため、評議員会の下に調査チームを設置するとともに、調査チームのメンバーとして次の4名を選任することを決議した。

委員長	高 橋 恒 平	昭和電工株式会社 相談役、NUMO 評議員会議長
委員	加々美 博 久	加々美法律事務所 弁護士
委員	城 山 英 明	東京大学大学院 法学政治学研究科／ 公共政策大学院 教授、NUMO 評議員
委員	鳥 井 弘 之	日本経済新聞社 社友(元論説委員)、 NUMO 非常勤監事

2 調査チームが本事案1について調査を進めていく過程で、電力会社関係者の参加に関してNUMO職員の働きかけがあったのではないかという外部からの情報提供があった。

これを受け、2017年12月20日に開催された評議員会において、本事案1のほか、前記情報に係る事実関係の解明等（以下「本事案2」という。）も併せて調査チームに調査を依頼することとなり、調査チームにおいて本事案2についても調査することになった。

第2章 調査体制と調査方針

第1 調査体制

調査チームは、2017年11月30日、第1回会合を開催し、調査チームの下に事務局を設置することとして、そのメンバーとして、本件意見交換会の担当部署以外のNUMOの社員らを選任した。また、調査チームは今後の調査を円滑かつ適正に進めるため、調査チームの補助者として弁護士3名を選任すること、及びその選任を加々美委員に一任することを決定した。

調査チームは、まず、本件意見交換会に関する資料の提出を事務局に指示し、その説明を求めた。また、調査チームは、本件意見交換会を含め、本件意見交換会と同種の過去におけるシンポジウム等への参加者の記録を調査し、参加者に対するアンケートを実施することを決定した。そして、調査方法、スケジュール等についても意見交換し、資料等を精査したうえ、次回会合において調査方針等を決定することとした。

その後、加々美委員により、田中秀一、野口彩子、森田雄貴の3名の弁護士が調査チーム補助者に選任され、調査チームに加わった。

第2 本事案1に関する調査方針

- 1 調査チームは、同年12月7日、第2回会合を開催し、それまでに提出された資料等を検討した結果、別紙1の①ないし⑧のとおり、本件意見交換会と同種のシンポジウム、セミナー、意見交換会が、NUMO単独主催若しくはエネ庁との共同主催で過去に開催されていたことから、別紙1の⑨の本件意見交換会のほか、①ないし⑧のシンポジウム、セミナー、意見交換会（以下、全体を「本件過去イベント」といい、個別のイベントを特定して述べる場合には別紙1の丸囲み番号の記載をもって行う。）も対象として、参加者に対する謝金等の提案・提供及びこれに伴う発言誘導（特定の内容の意見又は質問、あるいはアンケートへの記述を行うようにとの依頼又は指示をいう。以下同じ。）の有無について調査することを決定した。
- 2 提出された資料等を調査チームが検討した結果、(i)本件過去イベントについては、NUMOから株式会社電通（以下「電通」という。）に、イベントの運営、参加者募集、開催結果の評価等について業務委託がなされ、電通から株式会社オーシャナライズ（以下「オ社」という。）に業務の一部が再委託されていたこと、(ii)本件意見交換会については、NUMOから株式会社地

域力活性化研究室（以下「地活研」という。）に業務委託され、地活研からオ社に「学生への参加呼びかけ業務」等が再委託されていたことが判明した。そして、これらに関連してオ社による学生団体等への参加呼びかけの事実が認められたことから、調査チームは、オ社による学生団体等への参加呼びかけの実態を中心に調査を実施することも決定した。

- 3 調査チームは、前記の方針を踏まえ、本件意見交換会、本件過去イベントの議事録等の関係資料の収集、検討のほか、関係者に対するヒアリングの実施、本件意見交換会、本件過去イベントの参加者に対する謝金等の提案又は提供の有無等を内容とするアンケートの実施などの方法で調査を進めることを決定した。

なお、ヒアリングは、加々美委員及び補助者3名の弁護士メンバーのみで、本事案1に関して合計19名の関係者（各イベントに参加した学生を含む。）に対して行い、アンケートは、本件意見交換会の参加者、並びに本件過去イベントの参加者のうち連絡先情報が確認できた別紙1の⑤のセミナーから⑨の本件意見交換会（但し、本件意見交換会については、平成29年11月30日以前の開催分まで）までの参加者（延べ4228名）を対象に実施した。

第3 本事案2に関する調査方針

- 1 調査チームは、2017年12月20日、本事案2についての情報を得て、東京電力OBであるNUMOの職員が東京電力グループ各社の管理職に対して本件意見交換会への参加を呼びかけるメール（以下「本件メール」という。）が存在することを確認したことから、NUMOの当該職員が本件メールを発信した経緯、NUMOによる旧一般電気事業者各社（以下、「電力会社」又は「電力各社」という。）及びそのグループ会社に対する本件意見交換会への参加呼びかけの実態、本件意見交換会における電力会社関係者の参加の実態等を調査対象として、不適切な行為の有無、内容等を調査することとした。
- 2 調査チームは、本件意見交換会への参加呼びかけを担当する部署の関係者（本件メールの発信者であるNUMO職員（以下「本件メール発信者」という。）を含む。）及び本件メールの受信者に対するヒアリング（合計10名）、電力グループ各社への呼びかけに関する資料及び本件意見交換会における電力会社関係者の参加状況等に係わる資料の検討、必要に応じて本件意見交換会に出席した電力会社関係者への聞き取り調査の実施などの方法で調査を進めることにした。

第4 本調査報告書の作成

調査チームは、その後も適宜会合を行い、ヒアリング結果、関係資料の検討、本事案1についてはアンケート結果（以下「本アンケート結果」という。なお、本アンケートの質問項目は別紙2-1、結果の概要は別紙2-2のとおりである）等を踏まえ、意見交換を行い、本調査報告書を作成した。また、その活動経過は別紙3のとおりである。

第3章 調査事項

第1 本事案1について

本件意見交換会、本件過去イベントの参加者に対する謝金等の提案・提供の有無、及びこれに伴う発言誘導の有無を調査すること、並びにこれらに関連するその他の不適切な行為の有無についても調査事項とした。

第2 本事案2について

本件メールが発信された経緯とその影響、NUMOによる電力会社及びそのグループ会社に対する本件意見交換会への参加呼びかけの実態、本件意見交換会に参加した電力会社関係者の本件意見交換会での発言の有無及び内容等の事実関係を調査事項とした。

第2編 本事案1

第1章 事実関係

第1 本件過去イベントについて

1 本件過去イベントの内容

本件過去イベントの名称、開催期間、開催会場、開催場所、開催内容、特記事項、委託先、再委託先（括弧内は受託業務の内容）については、別紙1①ないし⑧のとおりである。

2 本件過去イベントの業務委託先

本件過去イベントに係る業務は、NUMOにおいて一般競争入札（総合評価）を実施し、総合評価（技術評価、価格評価）の結果、いずれも電通が落札し、NUMOと電通との間で業務委託契約が締結され、電通から受託業務の一部が、地活研、オ社に再委託されていた。本件過去イベントは、本件意見交換会（地活研が受託者、オ社が再受託者）の場合とは異なり、(i) 地活研、オ社は電通からそれぞれ異なる業務を受託しており、地活研、オ社間には委託関係が認められず、(ii)オ社が電通からの受託業務に付随して、学生団体等に本件過去イベントへの参加呼びかけをしていた事実が認められた。そこで、調査チームは、オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけの実態を、電通やオ社、その他関係者へのヒアリング等により調査した。

3 電通とオ社間の再委託

本件過去イベントに係わる業務について、電通は受託した業務の一部についてオ社に再委託していた（なお、広告業界では、広告代理店（電通等）による受託の場合、各業務が他社に再委託されるのが一般的である。）。オ社が電通から受託した業務の概要は、別紙1の①ないし⑧の「再委託先」欄の「オーシャナイズ」の括弧書きに記載されたとおりであった。いずれにおいても、オ社は電通から本件過去イベントへの学生団体等に対する参加呼びかけを、それ単体で対価の生じる業務としては受託していなかった。

4 オ社について

オ社は、2005年11月に設立され、広告業、マーケティングリサーチ業務、印刷物・インターネットでの情報発信事業等を営む株式会社である。オ社は、タダコピ（コピー用紙の裏に広告をすることによってコピー代を無料にするもの）を考案するなどして大学生等に広く知られている。また、オ社は学生団体・サークル（以下「学生団体等」という。）によるイベントなどに協賛金や各種のサービスを提供（会議室利用やポスター印刷の無料提供など）するなどして全国の学生団体等との間でネットワークを築いており、そのネットワークを利用して、企業から依頼のあったイベント等に学生を参加させること等を業務として行っている。オ社によれば、学生団体等との協賛による業務スキームの内容は別紙4のとおりである。

5 株式会社ビーウェルについて

株式会社ビーウェル（以下「ビーウェル」という。）は、2006年1

1月に設立され、現在、大阪に本拠をおいて、関西地域を中心に、関西の学生団体等とのネットワークを有し（関西圏で約250団体）、学生団体等への協賛をしながら学生団体等を通じて各種イベントへの学生の参加を呼びかけるなど、オ社と同様の業務を行っている。オ社とビーウェルは業務提携関係にあり、オ社が東日本地域、ビーウェルが西日本地域（東海を含む。）を主に担当し、学生団体等を通じてのイベントへの学生参加の呼びかけについては、互いに業務を委託することがあった。オ社とビーウェルは、イベントへの学生団体等に対する参加呼びかけを相手に委託する場合には、互いに業務委託料を支払っていた。

6 オ社、ビーウェルによるネットワーク先の学生団体等に対するイベント参加呼びかけ業務について

オ社が顧客からイベントへの集客業務を依頼された場合には、ネットワークのある学生団体等の代表者等にメール（又は、LINE、チャットワーク等）、電話、若しくは直接面談をして、イベントへの参加を要請する。その際、謝礼金（協賛金）として参加者1人当たりの金額（例えば5000円）を提示し、学生団体等が謝礼金を希望した場合には、後日、1人当たりの謝礼金に、イベントに参加した人数を乗じた合計額を学生団体等が指定する銀行口座に振り込むが、振込先は基本的に学生団体等が指定することから、当該団体の銀行口座に振り込む場合もあれば、学生団体等が指定した各学生個人の銀行口座に振り込む場合もある。ビーウェルも同様であるが、ビーウェルにおいては、学生団体等との意思疎通を図るため、お礼を兼ねて代表者等と直接面談して現金で支払うこともある。

オ社もビーウェルも、学生団体等が謝礼金を希望せずに、学生団体等がサービスの提供を希望する場合には、後日、そのサービスを提供するが、学生団体等が求めるサービスは学生団体等の活動目的によって異なり、イベント会場の貸し出し、ポスターのデザイン、パンフレットの印刷など様々である。学生団体等は謝礼金の支払を希望しないことも多く、また、学園祭が開催される時期などの季節的な要因によっても学生団体等の求めるサービスは変わりうる。オ社、ビーウェルの担当者によれば、学生団体等とのネットワークを維持し、その業務を進めるためには学生団体等との信頼関係が必要とのことである。学生団体等とのネットワークは学生団体等のメンバーが卒業しても引き継がれており、その関係が数年から十年を超える期間で維持されている学生団体等も多数あるとのことであった。

7 オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけの実態

- 1 オ社は、本件過去イベントに関して、NUMOから業務を受託した電通から、タダコピによる広告、WEB広告、リスティング広告などの広告業務を再受託して当該業務を行ってきたところ、電通やNUMOに対する営業活動の一環として、ネットワークのある学生団体等に、本件過去イベントへの参加呼びかけを、NUMOからの受託業務としてではなく、広告業務に付随するサービスとして行っていた。
- 2 オ社が本件過去イベントへの参加を学生団体等に呼びかけ始めた時期については、オ社の担当者（オ1）によれば、別紙1の②の全国シンポジウム以降だと思う、とのことであった。これを受け、調査チームは、それに関する資料の提出をオ社に求めたが、オ社が提出した資料からは、学生団体等への参加呼びかけが別紙1の②の全国シンポジウムから始まっていたことを確認することまではできなかつた。
- 3 オ社から提出された学生団体等への参加呼びかけに関する資料は、別紙1の⑤のセミナー、⑥の意見交換会、⑧のシンポジウムに関するものであった。
- 4 別紙1の⑤のセミナーへの参加呼びかけに関する資料には、神戸会場6名、埼玉会場10名の参加予定学生の氏名が記載されており、この内容に沿うメール（NUMOが電通から各会場への学生参加予定人数の報告を受ける内容のもの）も存在したことから、オ社が⑤のセミナーについて学生への参加呼びかけを行っていた事実が認められた。当該資料には参加を呼びかけた学生団体等の名称は不明と記載されており、当時のオ社担当者がすでに退職していることもあって、それ以上の調査はできなかつたものの、これにより、オ社による本件過去イベントに対する学生参加の呼びかけは、遅くとも2016年7月の別紙1の⑤のセミナーのころには始まっていたことが認められた。しかし、この当時の謝金等提案・提供の有無等については資料がなく、また参加した学生からのヒアリングもできなかつたため、不明である。
- 5 別紙1の⑥の意見交換会への参加呼びかけに関する資料には、東京会場のほか7会場における参加予定者合計34名、学生団体等7団体の記載があり、オ社が学生団体等に対し⑥の意見交換会への参加呼びかけを行っていた事実が認められた。また、オ社による参加者に対する謝金等の提案・提供の有無については、このうち2名の学生（当時）からヒアリングや資料提供に対する協力を得られ、（i）1学生団体（イ）に所属する1個人（学1）が、参加した場合5000円を提供

する旨の才社からの案内を所属する学生団体から受けて⑥の意見交換会に参加し、その後、才社から個人の口座に5000円が振り込まれた事実、(i)1学生団体(口)のO Bである個人(学2)が、参加した場合5000円を提供する旨の才社からの案内を、所属していた学生団体の関係者から受けて⑥の意見交換会に参加し、その後、才社から個人の口座に5000円が振り込まれた事実を、それぞれ確認した(2名はそれぞれ別の会場に参加した学生であり、学生団体等も異なる。)。なお、この2名が受けた才社からの案内文には、A席(第1部の事業説明質疑の後、第2部のテーブル毎のグループ形式で行う意見交換にも参加する者の席。第1部のみに参加する者はB席を選択する。)を選択する場合にのみ5000円が支払われる旨の記載があったため、上記2名はいずれもA席を選択し、参加したことであった。また、当該案内文には、お金をもらって参加したことを会場で言わないようにという旨の注意事項が書かれていたため、2名は、見返りなく参加した他の参加者への配慮であろうか等と推測し、これを会場で口外することはなかったとのことであった。

- 6 別紙1の⑧のシンポジウムへの参加呼びかけに関する資料には、福岡、名古屋、広島、大阪の会場における参加予定学生合計29名、学生団体等5団体の記載があり、5学生団体等に対する⑧のシンポジウムへの参加呼びかけは、才社がビーウェルに委託し、ビーウェルが5学生団体等に参加呼びかけを行っていた事実が認められた。ビーウェルは、才社担当者から案内文を受けて、これら学生団体等の代表者等に、面談ないし電話でシンポジウムの概要説明を行ったうえで、メールやライン等で学生団体等に参加呼びかけを行い、他方、ビーウェルは、参加学生が所属する学生団体等に対し、イベント等のための会場貸し、パンフレット印刷等のサービス提供を行った。また、ビーウェルは、参加者ないし学生団体等から参加者氏名や人数の報告を受けて、才社に対し、参加者数に応じた手数料を請求し、才社からはビーウェルに対し、手数料が支払われたことが認められた。

別紙1の⑧のシンポジウムに関し、ビーウェルから、参加学生が所属する学生団体等に対し、謝金が支払われた旨の参加学生の回答もあったが、当該謝金支払の事実についてはそれ以上の調査ができず、確認できなかった。

なお、これらの謝金等に要した費用については、才社において、必ずしも本件過去イベントの広告業務について電通から支払われる再委託費(ひいてはNUMOから支払われる委託費)を直接原資とする

ものではなかった。

8 オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけのまとめ

オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけに関しては、オ社が遅くとも別紙1の⑤のセミナー以降は学生団体等への参加呼びかけを行っていたこと、少なくとも⑤のセミナー、⑥の意見交換会及び⑧のシンポジウムについて合計79名にオ社ないしビーウェルから呼びかけがなされたこと、このうち別紙1の⑥のセミナーに参加した学生個人2名に対し、参加の見返りとして実際に謝金の支払がなされたこと、及び⑧のシンポジウムに参加した学生が所属する学生団体等5団体に対し、前記各種サービスのうちビーウェルと当該学生団体が合意したもののが提供がなされていたことが認められた。その余については、何らかの見返りが提供されていたものと推測されるものの、実際に謝金の支払や各種サービスの提供がなされたかどうかまでは確認できなかった。

9 オ社による本件過去イベントへの参加呼びかけに関するNUMO、電通の各担当者の認識

－1 オ社は、上記のとおり、遅くとも別紙1の⑤のセミナー以降、本件過去イベントへの学生団体等への参加呼びかけを行っていたが、かかる活動がなされていた2016年7月ころには、NUMO（N1、N3）、電通（電1）の各担当者はオ社の活動を認識していたことが認められた。

－2 NUMO、電通の各担当者は、オ社が別紙1の⑥のセミナー及び⑧のシンポジウムへの参加を学生団体等に呼びかけていることについては認識していたが、参加の見返りとしてオ社ないしビーウェルによる学生団体等又は学生個人への謝金の提供、各種サービスの提供がなされたことを認識していたと認めるまでの証拠はなかった。

10 発言誘導について

本件過去イベントに関し、謝金等提供の提案を受けて参加した学生に対するヒアリングによれば、発言誘導の事実は認められなかった。

また、本アンケート結果によれば、本件過去イベントでの謝金等提供に伴う発言誘導の事実も認められなかった。これに伴う発言誘導があった旨の回答はなかった。

第2 本件意見交換会について

1 本件意見交換会の内容・位置付け

本件意見交換会の名称、開催期間、開催会場、開催場所、開催内容、特記事項、委託先、再委託先（括弧内は受託業務の内容）については、別紙1の⑨のとおりである。本件意見交換会は、2017年7月28日に科学的特性マップが発表されたのを受けて、46都道府県において順次開催することが予定されていたものである。これは、地層処分事業の概要及び当該マップ公表の処分地選定プロセス全体における位置付け等について、広く一般に説明し情報提供を行い、ご意見を伺うこと等を目的として開催されたものであった。

2 本件意見交換会の業務委託先

本件意見交換会に係る業務は、NUMOにおいて一般競争入札（総合評価方式）を実施し、2017年7月20日、応札した2社の中から地活研が落札した。NUMOは、同年8月8日、地活研との間で、本件意見交換会の実施について、履行期間を契約締結日から2018年3月9日まで、委託料2億6976万4627円（税込み）、委託業務の内容の一部を第三者に再委託するにはNUMOの同意を必要とすること等を内容とする業務委託契約を締結した。

3 地活研とオ社間の再委託

地活研は、オ社に対して、自治体広報の実施管理業務、WEB広告業務のほか、33都道府県合計100名を目標として、オ社の有する学生ネットワークを用いて学生への参加呼びかけを行うという、学生への参加呼びかけ業務（次世代層向け広報活動）を、委託料150万円で再委託した。NUMOは、同再委託について、2017年11月7日付で承認した。

なお、本事案1の発覚後である同年11月24日、NUMOと地活研の委託契約は解除されており、オ社と地活研の再委託関係も解消されている。

4 学生への参加呼びかけ業務に関する交渉経過

- 1 地活研は、2017年8月7日、オ社（オ4、オ5、オ6）に再委託する業務の内容や範囲を検討するため、オ社からのヒアリングを実施した。
- 2 同月18日、NUMOにおいて、NUMO（N1、N3、N4）、地活研（チ1、チ2、チ3、チ4）、オ社（オ4、オ5）の3社での

初打ち合わせが行われ、才社（オ4）が事前広報についての提案説明を行った。このとき、学生への参加呼びかけに関する説明資料に「動員」との文言が記載されていたことから、地活研（チ1）から、「動員」という言葉は絶対に使ってはならないとの発言があり、NUMO（N1）からも、学生にお金を支払って参加者を集めることは絶対にできないことを確認した上、学生にお金を支払うことはないかと尋ねたところ、才社（オ4）からは、それはない旨の返事がなされた。

- 3 地活研は、NUMOの意向を受けて、学生向け広報業務については、才社が従前、本件過去イベント等において電通から受託していたタダコピ等の広告業務を取りやめ、学生への参加呼びかけ業務のみを単独で委託する方針を示し、その見積りを才社に指示した。
- 4 同年9月6日、NUMOにおいて、NUMO（N1、N2、N3、N5）、地活研（チ1、チ2、チ3、チ4、チ5）、才社（オ4、オ5）の各担当者により打ち合わせが行われ、才社の担当者から本件意見交換会における才社の業務内容に関する提案書が提出された。才社は、学生参加呼びかけについて33都道府県合計100名の参加を目標と明記して（目標設定として東京10名、他大都市5名、地方都市2名程度想定）、才社の有する学生ネットワークを用いて才社のスタッフから参加呼びかけを行うこと及びその想定声掛けリスト（声掛け先学生団体等を都道府県別に一覧表にしたもの）を提示するとともに、活動費として150万円（10万円×3人×5か月）を提案した。才社担当者が、ネットワークのある33都道府県以外の地域に呼びかけを行う場合には追加予算が必要であるとの説明をしたところ、地活研（チ1）からは、33会場についてやってくれればいいので他の地域については無理をしないように、との発言があったものの、33会場についての「目標設定」の記載については、NUMO及び地活研は特段の言及をしなかった。
- 5 同年10月7日、地活研（チ3）から才社（オ4）に対し、学生への呼びかけ状況を問い合わせる内容のメールがあった。才社（オ4）は、学生への参加呼びかけについては業務開始の連絡がなかったことからまだ呼びかけを開始していなかったところ、地活研（チ3）からの当該メールを受け、同月9日、地活研（チ3）に電話し、翌日から呼びかけを開始する旨を告げたものの、地活研（チ3）と才社（オ4）は、学生への参加呼びかけ業務の発注の有無についての意見が異なり、口論となつた。

－6 オ社（オ4）は、翌10日、オ社において学生への参加呼びかけ業務を行っている担当者（オ3）に呼びかけを指示したが、前記8月18日の初打ち合わせにおいて、NUMO（N1）及び地活研（チ1）から、学生に対し金銭を支払って参加を呼びかけてはいけないと言われたことは告げなかった。

－7 同月12日、地活研（チ3）がオ社（オ4）に対し、学生団体等に対する参加告知の案内文を送るよう指示したところ、オ社（オ4）は地活研（チ3）に対し、別紙5のうち団体所属学生向け文面（別紙5-1）のみを送り、団体協賛案件向け文面（別紙5-2）は送らなかった。

なお、このころ、地活研（チ3）は、オ社（オ4）に対し、自分で設定した目標人数なのだから責任を持つように」との趣旨の発言もしていた。

5 東京会場の学生参加者に対するオ社の参加呼びかけの状況

－1 オ社（オ4）から学生への呼びかけを指示されたオ社（オ3）は、オ社（オ4）から特別の指示（謝金支払いの禁止）がなかったことから、普段から行っている呼びかけ方法で、2017年10月16日、α大学の学生団体（ハ）のOB（学3）に、別紙5-2の団体協賛案件向け文面をチャットアプリで送信して電話をし、同月18日に開催される東京会場への参加を依頼した。別紙5-1、5-2の団体所属学生向け文面及び団体協賛案件向け文面のメールは、オ社（オ3）の前任者であるオ社（オ9）が引継資料として残していた同様の文面に、オ社（オ3）が本件意見交換会の案内を記載したものであった（但し、別紙5-1の文面は、オ社（オ4）がオ社（オ3）の作成した文面を多少改変したものである。）。別紙5-2の団体協賛案件向け文面には、「当日謝礼の話をしないように」という内容の注意事項が添えられているが、これは遅くともオ社の前任者（オ9）が本件過去イベントのうち別紙1の⑥の意見交換会について学生団体等に告知する際に使用していた文面であった。このような口外禁止の案内文は、NUMO以外の案件でもしばしば使用されていたものであった。また、同文面には、「A席をお選びください。」との文言があるが、これも本件過去イベントのうち別紙1の⑥の意見交換会についてオ社の前任者（オ9）が学生団体等に告知する際に指示していたのと同じ内容であった。なお、A席・B席の内容は、前記第1の7-5に記載したもの（別紙1の⑥）とほぼ同様であり、A席は第1部の事業説明質疑の

後、第2部のテーブル毎のグループ形式での意見交換にも参加する者の席、B席は第1部のみに参加し、意見交換には参加しない者の席であった。

- 2 この案内を受けて当該学生団体から5名の参加の連絡があり、東京会場には当該学生団体から5名の者がA席に参加申込みをしたうえ、参加した。しかし、5名とも、第1部のみ出席し、第2部の意見交換には参加せず途中で帰宅した。
- 3 地活研（チ3）は、NUMO（N1）から、5名の学生が途中退出した理由を確認するよう言われ、オ社（オ4）にこれを伝えた。これに対しオ社（オ4）は、当日の雰囲気に圧倒されたためである旨を地活研（チ3）に告げた。

6 愛知、大阪、兵庫会場の学生参加者に対するオ社の参加呼びかけの状況

- 1 オ社（オ3）は、愛知、大阪、兵庫の各会場への学生参加呼びかけをビーウェル（ビ1）に、ビーウェルの手数料を参加学生1人当たり1万円として依頼した。その後、オ社（オ2）は、オ社（オ4）の集客依頼を受けて、ビーウェル（ビ1）に学生参加呼びかけへの協力を再度依頼した。
- 2 ビーウェル（ビ1）は、10月20日ころ、ボランティア団体（ニ）（学4）に電話とメールをし、本件意見交換会の参加を案内して、参加者1人当たり5000円の謝金でも、他のサービスの提供でもよい旨を説明した。そして同月25日に開催された愛知会場には当該団体から2名の学生が参加した。これに対し、ビーウェルから当該団体には、金銭ではなく、当該団体が希望したパンフレットデザイン業務が提供された。
- 3 ビーウェル（ビ1）は、同年10月20日ころ、テニスサークル（ホ）（学5）と面談し、本件意見交換会の参加を案内して、参加者1人当たり5000円の謝金でも、他のサービスの提供でもよい旨を説明した。そして当該サークルからは同年11月2日に開催された兵庫会場に6名の学生が参加した。これに対し、ビーウェルから当該サークルには、金銭ではなく、当該団体が希望したポスターデザイン業務が提供された。
- 4 ビーウェル（ビ1）は、学生団体（ヘ）（学6ら）と面談し、本件意見交換会の参加を案内して、同様に参加者1人当たり5000円の謝金でも、他のサービスの提供でもよい旨を説明した。当該学生団体からは、同月31日に開催された大阪会場には8名の学生が、同年11

月 2 日に開催された兵庫会場には 2 名の学生が参加した。これに対し、ビーウェルは、当該学生団体との間で、金銭ではなく、当該団体が希望したイベントのスペースを貸すことを約束した。

– 5 ビーウェル（ビ 1）は、同年 10 月 25 日ころ、学生団体（ト）（学 7）と面談し、本件意見交換会の参加を案内して、同様に参加者 1 人当たり 5000 円の謝金でも、他のサービスの提供でもよい旨を説明した。当該学生団体からは、同月 31 日に開催された大阪会場に 4 名の学生が参加した。これに対し、ビーウェルから当該学生団体には、金銭ではなく、当該団体が希望したチラシデザイン業務が提供された。

7 埼玉会場での学生参加者に対するオ社の参加呼びかけの状況

- 1 同年 11 月 6 日に開催される埼玉会場への参加者の確保が難しい状況であったことから、オ社（オ 4）はオ社（オ 2）に 10 名の集客について協力を依頼した。オ社（オ 2）はオ社（オ 4）の依頼を受け、同年 10 月 25 日、 α 大学の学生団体（ハ）に、埼玉会場への参加を依頼したが、東京会場での途中退出の経験を理由として参加を断られた。
- 2 そこで、オ社（オ 2）は、埼玉会場への参加者確保のため、オ社のインターン生（オ 7）に参加協力に係る告知文（謝礼 5000 円）を見せ、埼玉会場に学生 10 名を集客してほしい旨を依頼したが、その後、当該インターン生が声をかけた学生団体（チ）からは 2 名しか集まらないとの報告を受けた。
- 3 オ社（オ 2）は、オ社のインターン生（オ 8）に、オ社の学生無料会議室の利用団体への声かけを指示し、その際「参加 1 人当たりにつき 1 万円以上出せる」と伝えた。オ社のインターン生（オ 8）は、オ社の学生無料会議室を利用する学生団体等の中から、5 学生団体（「リ」、「ヌ」、「ル」、「ヲ」、「ワ」）に対し参加謝金 1 万円と伝え、参加を依頼した。同年 11 月 3 日、オ社（オ 2）は、5 学生団体から 7 名が埼玉会場に参加するとの報告をインターン生から受け、オ社（オ 4）に伝えた。
- 4 オ社のインターン生（オ 8）は、目標とする 10 名に足りないことから、 α 大学の友人にラインで参加を要請した。その友人は、自身が所属するサークル（「カ」）のグループチャットに「11/6（月）謝礼交通費込みで 1 万円とのことです。場所は埼玉の大宮です。興味ある人連絡ください。ちゃんと時間守れる方でお願いします」との内容を掲載した。そして、その友人からオ社インターン生（オ 8）に対し、

5名の参加希望者がいる旨の返事があり、参加希望者のリストを受けたオ社インターン生（オ8）はオ社（オ2）にそのリストを送付し、オ社（オ2）はこれをオ社（オ4）に送付した。

- 5 以上の経緯から、オ社が声掛けした埼玉会場への学生の参加者は合計12名となった。
- 6 同年11月6日、埼玉会場の本件意見交換会に参加した学生（上記12名のうちの1名）から、本件意見交換会の席上において、謝金の提供があると知人に聞いて参加した旨の発言があった。

8 オ社による本件意見交換会への参加呼びかけのまとめ

- 1 本件意見交換会については、オ社及びオ社から委託を受けたビーウェルにより、東京会場においては1学生団体（参加者5名）、愛知会場では1学生団体（参加者2名）、大阪会場では2学生団体（参加者12名）、兵庫会場では2学生団体（参加者8名）に呼びかけがなされ、4会場で合計27名の学生が参加した。東京会場の1学生団体には謝礼金（1人当たり5000円）の支払が約束されたが、その後、本事案1の発覚により、実際には謝金の提供はなされていないことである。その他の会場（愛知、大阪、兵庫）の学生団体等には、オ社から委託を受けたビーウェルによりパンフレットデザイン作成などのサービスが約束され、その一部が実際に提供された。
- 2 本件意見交換会のうち埼玉会場については、オ社により、謝礼金を支払う約束で、7学生団体等から12名の学生が参加したが（謝礼金の額はうち2名が1人当たり5000円、残り10名については1人当たり1万円）、そのうち1学生団体（カ）に対する参加呼びかけは、前記7-4のとおり、実質的には学生団体に対する呼びかけではなく、学生団体に所属する個人への参加呼びかけであり、参加した個人5名に対する謝礼金支払の約束がなされたものであった。しかし、本事案1の発覚により、その後謝金は提供されていないことである。

9 発言誘導の有無について

本件意見交換会に関し、本アンケート結果及び関係者へのヒアリングの結果、本件意見交換会での謝金等提供に伴う発言誘導の事実も認められなかった（別紙2-2）。

なお、本件意見交換会に参加した上記39名の学生（埼玉会場12名、その他会場27名）のうち、NUMOにおいて電話番号を把握していた18名に対し、個別に電話をかけたところ、うち7名からヒアリングが

できたが、うち5名は謝金等提供の話をそもそも知らず、また、発言誘導があったと回答した学生はいなかった。また、NUMOにおいて電話番号を把握していない21名のうち、才社が参加呼びかけを行った17名に対しては、「才社の協力を得て、「NUMO調査チームによる聞き取りへの協力依頼」を才社（才2）からメールで送信したが、17名全員から返信がないままとのことであり、これ以上の調査は困難と判断せざるを得なかった。

その他、本事案1に関し、不適切な行為は特段発見されなかった。

第2章 原因分析

第1 本件過去イベントについて

- 1 「学生への参加呼びかけ」の契約上の位置付けが不明確であったこと
 - 1 本件過去イベントの一部に対する才社による学生への参加呼びかけは、才社がNUMO（から委託を受けた電通）から受託していたタダコピ等の広告業務の付随サービスとして行われていた。NUMO及び受託者である電通はこれを認識していたものの、NUMO及び電通の当時の担当者はそれぞれ、才社が学生団体等に対する協賛（何らかの見返りの提供）により学生を本件過去イベントの一部に参加させていたことは知らなかった旨述べており、また、知っていたことを裏付ける証拠はなかった。
 - 2 しかし、NUMOや電通が才社による学生団体等に対する協賛の方法により学生を本件過去イベント（一部）に参加させていたことを知らなかったとしても、才社のホームページを見るなどすれば、才社が学生団体等に対する協賛の方法によりイベント等に学生を参加させていたことを容易に知り得たものといわざるを得ない。また、才社からNUMO担当者に対するEメールの中には、才社が行っている業務活動全般を説明した資料がダウンロードできるURLが記載されたものがあり、その中には、学生団体等に対する協賛の方法が記載された部分もあった。
 - 3 別紙1の⑥の意見交換会及び⑧のシンポジウムに際し、才社が電通に発行した見積書には、「タダコピアプリマガジン広告」の備考欄に「学生団体への声掛け含む」との記載（⑥）や、「タダコピアプリ広告出稿費」の備考欄に「学生団体への広報含」（⑧）、との記載があるなど、NUMO、電通、才社間における認識として、学生への参加

呼びかけ業務の契約上の位置付けは判然としない。しかしながら、NUMOや電通が、才社による学生への参加呼びかけの事実 자체を認識していた以上、当該事実の契約上の位置付けを明確にすることもないまま、漫然と付随サービスであると認識していたという事実のみをもって、学生の参加に対し才社による学生（学生団体等）への見返りの提供がなされていたという結果について、NUMO及び電通が責任（少なくとも道義的・社会的責任）を免れることはできないといわざるを得ない。

2 委託者側のリスク認識・リスク管理が不十分であったこと

- 1 NUMO及び電通の当時の担当者に対するヒアリングによれば、本件過去イベントにおける学生への声掛けは、才社がサービスとして「勝手に」行っていたものである（が、やってもらえるのであればありがたい）という程度の認識にとどまり、その結果に関するリスクの認識はなかったことが窺われた。
- 2 また、才社による学生への参加呼びかけの対象者、方法、告知内容等についても、それ単体での対価が発生しない付随サービスであったこともあって無関心であり、本件過去イベントへの参加呼びかけの方法や告知内容如何が、本件過去イベントの公正性を維持するうえで重要な問題であることについての認識が不足していた。
- 3 さらに、本件過去イベントにおける学生への参加呼びかけが、才社の付随サービスとして行われていたとしても、NUMOは才社による学生への参加呼びかけが行われている事実については認識していたのであり、かつ才社が学生団体等に対する協賛の方法によりイベントに学生を参加させていたことは容易に知り得たものであったのに、才社のビジネススキームないし同社が多くの学生団体とのネットワークを有する理由について確認しようとした形跡もない。
- 4 以上に加えて、NUMOは、そもそも原子力発電事業に伴い発生する「放射性廃棄物の地層処分」に関する業務を行っている組織であるところ、原子力発電事業については、国民の間にさまざまな意見や対立が見られるところであり、また、2011年、いわゆる「九州電力やらせメール事件」が問題になったこと等も踏まえ、世論操作と疑われる可能性のある事態が万が一でも生じないよう、慎重に業務を遂行すべき立場にあること、そして、業務委託を行う場合には、委託先、再委託先の業務遂行を厳重に監督すべきであることを、強く認識すべきであった。また、一般の民間企業は、通常、NUMOのような社会

的経済的に信用力の高い機構との継続的取引を強く希望するものであるから、特に、才社が参加人数という目に見える成果を上げて今後の受託の継続につなげようと、様々な手段を講じて学生参加者を募る可能性が高いということの認識をもつべきであった。NUMOとしては、こうした背景を認識したうえ、本件過去イベントに際して、才社による学生への参加呼びかけに伴うリスクを認識し、これを管理しなければならなかつたというべきである。

第2 本件意見交換会について

1 学生への参加呼びかけに関する才社の業務委託契約違反

- －1 本件意見交換会については、才社による学生への参加呼びかけ業務が、地活研と才社との間で、それ単体での対価の支払を含めた業務委託契約として、第1章第2の4のとおりの経緯で締結された。NUMOとしても、当該業務がNUMOから地活研への委託業務の一部として再委託されることを認識していた。
- －2 そして、2017年8月18日に行われたNUMO、地活研、才社の3社での打ち合わせの際、NUMO（N1）及び地活研（チ1）から、才社（オ4）に対し、学生に金銭を支払って学生への参加を呼びかけるようなことがあってはならないことが告知され、才社（オ4）はこれを了承していることから、学生への参加呼びかけについて学生に金銭の支払いをしてはならないという禁止事項の存在が契約の内容になっていたことは明らかである（なお、その発言の趣旨に照らせば、金銭を支払う提案をして参加を呼びかける行為も禁止されていたことも明らかである。但し、契約締結の時期やその余の契約内容の特定については別の問題があることは後述。）。
- －3 しかるに、本件意見交換会に関する受託業務の遂行にあたり、才社の社内においては、この禁止事項の存在が周知伝達されていなかった。その結果、才社が金銭の支払を約束して学生が本件意見交換会に参加したのであるから、才社には、契約違反（契約内容の一つである禁止事項への違反）があったものといわざるを得ない。

2 学生への参加呼びかけに関する契約締結過程に関する問題点

- －1 学生への参加呼びかけに関する業務については、本件過去イベントとは異なり、NUMOや地活研は、初めてそれ単体で対価の生ずる業務として契約を締結することになったのであるから、才社による学生

への参加呼びかけ業務の遂行方法、告知内容等について、当事者間で具体的に合意すべきであったといわざるを得ない。特に、2017年8月18日に行われた3社の打ち合わせの際には、学生への金銭提供による呼びかけの禁止が明言され、「動員」という言葉に対する厳しい意見が出されたのであって、NUMO及び地活研は才社の学生への参加呼びかけに伴うリスクを認識していたことが十分窺われる所以あるから、才社による学生への参加呼びかけ方法等について詳細な打ち合わせを行い、金銭の支払だけでなく、何らかの便益の提供も禁止することや、学生個人への提供だけでなく、学生の関係者（特に、学生団体等）への金銭・便益の提供も禁止することも、明確に才社に指示しておくべきであった。さらに、場合によっては、参加そのものへの直接的な見返りだけでなく、参加によって将来何らかの有利な扱いが受けられることを期待させるような言動も厳に慎むべきであること等も含め、禁止事項の内容及び範囲を明確な基準をもって示し、契約当事者間において確認、合意することが必要であったといわざるを得ない。このような確認作業が行われていれば、学生団体等に対する協賛によりネットワークを築いていた才社は、学生への参加呼びかけ業務の受託を最初から断っていた可能性も否定できず、少なくとも本件意見交換会における参加学生への謝金等提供の問題は生じなかつたものと思われる。

しかるに、NUMO及び地活研は、参加学生への金銭の提案・支払のみを口頭で禁止し、具体的な定義を明確にしないまま単に「動員」という言葉の使用を禁止しただけで、契約上禁止される行為の対象を具体的に明確化しようとしたかった。このようなNUMO及び地活研の態度は、委託者としての必要十分な注意義務を果たさず、学生への参加呼びかけ業務を才社に丸投げしていたとの誹りを免れないと思われる。

なお、NUMOとしては、本件過去イベントにおいても才社が学生への参加呼びかけ業務を行っており、特に問題が発覚していなかったことから、才社を信頼していたものとも考えられる。しかしながら、今回の調査により、本件過去イベントにおいても才社が謝金等の提案・支払をして参加を呼びかけていたことが判明し、かつ、それについてNUMOが責任を免れないことは上述のとおりであるから、NUMOが、過去に問題が発覚していなかったことをもって才社を信頼していたとしても、本件意見交換会に際して禁止事項を具体的に明確にしていなかったことの責任を免れるものではない。

他方で、才社の立場としても、NUMOによる本件意見交換会の公共的性格に照らし、何らかの見返りを提供して参加者を集めるような行為をしてはならないことは、容易に気付き得たはずのものである。しかも、NUMO及び地活研から、謝金を提供しての参加呼びかけは禁止と明言されていたのであるから、才社は、自社のビジネススキームに照らし、実際に予定していた呼びかけ業務の遂行方法や告知内容等に問題がないかどうかについて、事前にNUMOないし地活研に問い合わせたり、確認を取ったりすることも容易であったはずである。しかるに、才社の側も、地活研ないしNUMOに対し、そうした確認や協議を一切していないのであって、この点に関する才社の責任も重大であることは論を俟たない。

– 2 本件過去イベントにおいて、電通と才社の間で見積書、発注書等の書面が交わされていたのと異なり、本件意見交換会においては、地活研、才社間には、学生への参加呼びかけに関する業務を含め、才社が受託したWEB広告業務等に関する契約書、見積書、発注書等が一切作成されていなかった。仮に、才社に対する学生への参加呼びかけに関する業務について、契約書が作成されていれば、業務遂行の方法や告知内容等（才社による学生への呼びかけ方法等）が明確になった可能性は充分あり、また、受託した才社においても謝金等の見返りを伴わない学生への呼びかけ方法・告知内容等が明確となっていたものと考えられる。また、具体的に明確化された禁止事項を契約書に明記することにより、当事者間及び各当事者の社内における認識を共通にすることができ、今回のような事態は回避できたのではないかと思われる。さらに、今回、NUMO、地活研、才社それぞれにおいて、学生への参加呼びかけ業務の発注時期の認識が異なっており、これが才社による学生への参加呼びかけ開始時期が遅くなった原因となっていた（さらには、それが学生確保への才社の焦りにもつながったものと思われる。）ことからすると、契約内容だけでなく、業務開始の時期等を明確にするためにも、契約書を作成すべきことが強く求められるというべきである。

3 本件意見交換会への参加呼びかけに伴う委託者側のリスク認識・リスク管理が不十分であったこと

– 1 NUMOの業務内容に照らすと、本件意見交換会への参加に関し、誰が、どのような対象者に対し、どのような方法で、またどのような内容で参加を呼びかけるかは、本件意見交換会の公正性を維持するう

えで、極めて重要な問題である。その判断を間違えると、本件意見交換会の目的等が誤解され、NUMOの業務そのものについても疑いの目を向けられ、ひいてはNUMOの存在自体や国のエネルギー政策そのものに対する信頼・信用が失墜する危険すら想定される。したがってNUMOには、本件意見交換会への参加呼びかけ方法等に伴うリスクを認識して、十分なリスク管理を行うことが求められていたものといわざるを得ない。しかるに、NUMOや電通、地活研のヒアリングによれば、そもそも「動員」の定義が曖昧で、どのような行為が「動員」に当たり許されないので、どこまでの行為は許容範囲なのか、等に関する認識が人によってまちまちであり、認識の共有・共通化のために議論がなされた形跡がないにも拘らず、自己の認識を当然に他の関係者も共有できていると相互に思い込んでいたことが窺われる。

- 2 このような観点からみると、本件意見交換会の参加者募集の方法として、特定の団体への口コミや告知（案内）はどこまで許されるのか、といった問題や、許されるとしてもその場合の告知対象者の範囲や声かけ方法、告知内容（告知文言）等について、あらゆる想定の下で議論を重ねながら具体的に検討すべきであったことはもちろんであるが、それ以前に、委託者であるNUMOや地活研としては、本件意見交換会の目的や趣旨に関する認識を、社内及び受託者との間で、それぞれ共通にしておくことも必要であった。
- 3 さらに、参加者募集の方法等について慎重な対応が必要であった以上、受託者が参加者確保を目的とした逸脱行為に及ぶうことのないよう、NUMO及び地活研は、才社の業務遂行状況を注意深く監督し、無理な参加者募集活動につながりかねない要素等を把握した場合には、適時適切な指示等をすべきであった。たとえば、本事案1においては、地活研は、東京会場での開催日（10月18日）のわずか1日前である10月7日になって初めて才社に対し学生への参加呼びかけ業務の遂行状況について問い合わせ、才社が業務の受注を認識していなかったことをようやく知ったものであることや、その後地活研（チ3）は、才社（オ4）に対し、「自分で設定した目標人数なのだから責任を持つように」と、参加者数確保を示唆する趣旨の発言をするなどしていたことなどに照らすと、地活研は才社の業務遂行状況を適切に把握・監督せず、才社に丸投げしていたと評価されてもやむを得ない（なお、才社がこれらを「叱責」あるいは「非難」等と受け止め、強い焦りを感じたことが、結果的に、ビーウェルに対する重ねての集客依頼、ひいては埼玉会場に参加した12名の学生に対する5

000円ないし1万円の謝金提供等、本事案1の発生につながった要因の一つであることは想像に難くない。)。

委託、再委託というスキームで業務を遂行する場合には、一般的に、受託業務の成果を上げるために、受託者が本来の契約の趣旨を逸脱した行為に及ぶことがありうるが、委託者は、これを避けるためにも、受託者の業務遂行状況について十分な注意を払い、こまめに状況を把握することが必須である。特に、NUMOが主体となって行うイベントについては高い公正性が求められることに照らし、委託者側は、不適切な参加者募集活動につながりかねないリスク要因に充分留意し、より慎重に対応すべきであったと思われる。

－4 以上のような本件の事実関係に照らすと、NUMO及び地活研は委託者として、才社は受託者として、本件意見交換会の趣旨や目的について認識を共有したうえ、才社が受託する業務内容及びその遂行方法、告知内容等を明確にして契約書を作成すべきであった。また、NUMO及び地活研は、才社の業務遂行状況について十分に確認し、契約違反の有無やそれにつながりかねないリスク要因の有無をチェックすべきであった。しかしながら、才社が本件意見交換会への参加呼びかけ業務を遂行することに伴うリスク要因をNUMOや地活研が認識し、十分なリスク管理ができていたかは疑問であるといわざるを得ない。

第3編 本事案2

第1章 事実関係

第1 本件意見交換会の内容と告知、参加呼びかけ担当部署について

1 本件意見交換会の内容

本件意見交換会の名称、開催期間、開催会場、開催場所、開催内容、特記事項、委託先、再委託先（括弧内は受託業務の内容）については、別紙1の⑨のとおりである。上記のとおり、本件意見交換会は、2017年7月28日に科学的特性マップが発表されたのを受けて、46都道府県において順次開催することが予定されていたものである。これは、地層処分事業の概要及び当該マップ公表後の処分地選定プロセス全体における位置付け等について、広く一般に説明し情報提供を行い、ご意見を伺うこと等を目的として開催されたものであった。

2 本件意見交換会の告知、参加呼びかけの担当部署

NUMOにおける、本件意見交換会への告知、参加呼びかけの担当部署は、地域交流部である。地域交流部は、総括グループ、広報第1及び第2グループ（以下それぞれ「広報第1G」、「広報第2G」といい、これらを総称して「広報第1G及び第2G」という。）、地域交流第1、第2、第3及び第4グループ（以下それぞれ「地域交流第1G」「地域交流第2G」「地域交流第3G」及び「地域交流第4G」といい、これらを総称して「地域交流第1Gないし第4G」という。）、及び報道グループによって構成されている。

本件意見交換会の開催告知を担当するのは、広報第1G及び第2G、並びに地域交流第1Gないし第4Gである。広報第1Gは主に新聞、チラシ、ポスティング等の媒体により、また、広報第2Gは主にウェブ広告、専用ウェブサイト、リスティング広告等を通じて、本件意見交換会の告知や参加呼びかけを担当している。地域交流第1Gないし第4Gは、それぞれ担当する地域において（担当地域の詳細は次項で述べる）、電力各社、経済団体、地方公共団体、大学、その他地域の各種団体などに対する本件意見交換会の告知や参加呼びかけを担当している。

3 地域交流第1Gないし第4Gの業務分担

地域交流第1Gないし第4Gは、担当地域が決まっており、第1Gが北海道、東北及び東京、第2Gが中部、北陸及び関西、第3Gが中国及び沖縄、第4Gが九州及び四国である。各グループには部長が各1名配置されており、そのもとに職員が数名ずつ配置されている。各グループに所属する部長や職員は、原則として、担当地域を管轄する電力会社のOBや当該電力会社からの出向者によって構成されている（例えば、第1Gでは、部長は東京電力のOB、職員は北海道電力、東北電力、東京電力からの出向者である。）。これは、各担当地域に精通している者を、当該地域を担当する部署に配置し、告知や参加呼びかけの業務を行うことがより合理的であるとの判断によるものである。

4 地域交流第1Gないし第4Gの業務内容

地域交流第1Gないし第4Gは、NUMOにおいて開催するシンポジウム、説明会、意見交換会などのイベント（以下、まとめて「シンポジウム等」という。）に関し、電力各社、電力各社のグループ会社、経済団体、地方公共団体、大学、その他地域の各種団体などを訪問して、イベントの

チラシを配付するなどの方法によりイベントを告知し、参加を呼びかける業務を担当しているほか、イベント会場におけるスタッフの一員としての業務も担当している。また、地域の各種団体等に対して、説明会の開催や関連施設の見学会の開催等を呼びかけ、その企画・運営等を支援する業務も担当している。

第2 シンポジウム等開催の告知、参加呼びかけについて

1 広告代理店の利用

NUMOは、シンポジウム等が開催される場合の告知方法として、広告代理店との間で業務委託契約を締結して、(i)新聞、チラシ、ポスティング等の媒体を利用する方法、及び(ii)ウェブ広告、専用ウェブサイト、リスティング広告等のウェブを利用する方法を探っていた。前記第1の2のとおり、(i)は広報第1Gが、(ii)は広報第2Gが担当していた。

2 開催地域の経済団体等への周知依頼

地域交流第1Gないし第4Gは、本件意見交換会等の開催地域の経済団体（商工会議所、商工団体等）を直接訪問し、チラシを提供してシンポジウム等の開催を告知し、経済団体等の関係者にシンポジウム等の開催の周知や参加呼びかけを依頼していた。また、地域交流第1Gないし第4Gは、開催地域を管轄する電力会社から、電力会社と付き合いのある地域経済団体等の紹介を受け、NUMO単独で、場合によっては電力会社の協力を得て両者で、経済団体等に直接出向き、同様の周知や呼びかけの依頼をしていた。

3 電力会社に対する告知

上記のとおり、地域交流第1Gないし第4Gは、シンポジウム等の開催前に、シンポジウム等の開催地域を管轄する電力会社を訪問し、電力会社と付き合いのある地域経済団体等へのチラシの配付等を要請し、開催の周知や参加の呼びかけを要請することはあったが、直接、当該地域を管轄する電力会社及びそのグループ会社に対し、その社員等に開催を周知してほしい、あるいは参加を呼びかけてほしいといった依頼はしていなかった。電力会社及びそのグループ会社の社員等に対する周知や参加呼びかけについては、基本的に電力各社及びそのグループ会社自身の判断で行われていた。

4 電話、Eメール等での告知

地域交流部においては、シンポジウム等のイベントが開催される場合、各グループ（第1Gないし第4G）の判断で、友人、知人又は親族等に対して、電話、メール等で直接開催の告知を行うことがあった。地域交流部では、電力各社からの多数の出向者が在籍していることから、友人、知人には、出向元である電力各社勤務時代の同僚、先輩若しくは後輩も含まれていた。

5 地域交流第1Gないし第4Gでの取り決め

地域交流第1Gないし第4Gでは、シンポジウム等のイベントに関する告知方法、告知先等に関する規則等は存在せず、特段の議論もされていなかつたため、地域交流第1Gないし第4G各部の判断において、上記告知等を行っていた。但し、金銭等の対価を提供して参加を募るような方法は禁止されているとの認識は共有されていた。

第3 本件メールの発信経緯等

1 本件メールの発信経緯

– 1 地域交流部第1G部長（本件メール発信者であるN6）は、その担当地域における本件意見交換会が、2017年10月17日に東京会場、同月18日に宇都宮会場、同月19日に前橋会場でそれぞれ行われることになったため、東京電力ホールディングスの立地地域部の担当者と面談し、前記3会場での開催案内が記載されたチラシを持参して、東京電力ホールディングスから同社グループ会社に対し、地域の経済団体等への3会場で行われる本件意見交換会の告知や参加呼びかけの協力を依頼した。その際、東京電力ホールディングスの担当者から、N6がかつて在籍していた東京電力ホールディングスの子会社である東京電力パワーグリッド（具体的には栃木総支社及び群馬総支社）には、N6が直接訪問したほうが良いとの発言があった。

– 2 その後、N6は、部下とともに、宇都宮、前橋の商工会議所等を訪問し、3会場で行われる本件意見交換会のチラシを配付し、本件意見交換会の告知と参加を依頼したが、その際、東京電力パワーグリッドの栃木総支社及び群馬総支社を訪問して同様のチラシを配付し、地域の経済団体等への本件意見交換会の告知と参加の呼びかけの協力を依頼した。

－3 N 6 は、10月5日、以前に在籍していた東京電力（分社前）時代の同僚や、仕事上の付き合いがあった11名に、本件メールを発信した。N 6 は、本件メールを発信した理由について、送信先の11名は現在も東京電力のグループ会社などに在籍していて、日頃から勉強熱心な人と思っていたため、本件意見交換会に参加し直接説明や意見を聞いてもらえば勉強になるのではないかと考え、情報提供のために発信したものと説明している。本件メールの内容は別紙6のとおりである。本件メールには、東京・宇都宮・前橋会場のチラシの画像データも添付されていた。N 6 によると、発信先となった11名に対し、メール以外では本件意見交換会の告知、参加呼びかけをしなかったとのことである。

2 本件メールが発信された後の経緯

- －1 N 6 から本件メールを受信した11名のうち3名は、自身の社内関係者に、メールで本件意見交換会の情報を伝達したが、その際、そのうち2名の者はN 6 からの本件メールを転送し、残り1名は本件意見交換会に係るURLを記載したメールを新たに作成して送信した。
- －2 URLを記載したメールを送信した1名（N 6 の元同僚である）は、本件意見交換会の東京会場に参加していた者である。同人からのヒアリングによれば、N 6 からの本件メールはあくまで個人として受信したメールであるが、参加申込みのチラシも添付されており、また本件メール本文に「ご支援よろしく」との文言もあったため、参加を要請されている趣旨であると理解し、かつ、自己の業務との関係でも関心があったため、同人所属の会社とは関係なく、個人の判断で参加したことであった。また同人は、N 6 からの本件メールの転送はしなかったものの、社内の他の4名の同僚らに対して本件意見交換会に係るURLを記載したメールを送信した。もっとも、それは単に本件意見交換会が開催される旨の告知であり、参加要請と受け取られるような文言ではなかった。
- －3 N 6 からの本件メールを転送した2名のうちの1名（N 6 の元同僚であり、社内の同僚1名にのみ本件メールを転送した）からのヒアリングによれば、N 6 からの本件メールを転送したのは、転送先の社内の同僚が東京電力からの出向者で、N 6 も知っている者ではないかと考えたこと、以前にも本件メールを転送した先の同僚と二人でNUMOのイベントに参加したことがあり、当該同僚が本件意見交換会にも興味があるのではないかと考えたことが理由であるとのことであつ

た。また、同人は、N 6 からの本件メールの趣旨が、情報の提供なのか参加要請なのかそれ以外なのかよくわからなかったものの、あくまでも個人として受信したメールであると認識していたと述べている。

なお、同人は本件意見交換会には参加しなかった。

－ 4 N 6 からの本件メールを転送した 2 名のうち残りの 1 名については、同人が社内の者 1 名に対し「情報転送」との趣旨で本件メールを転送したことが確認されている。

－ 5 本件メールが発信された後の経緯については、上記以外の事実は確認できなかった。そのため、本件メール自体がその後に東京電力及びそのグループ会社やその取引関係者等に転送等された可能性は否定できないと思われる。

第 4 本件意見交換会での電力会社関係者に対する対応について

1 本件意見交換会への参加を希望する場合、一般には、①申込用紙を用いて申込みを行う方法と、②NUMO のウェブサイトから申込みを行う方法がある。申込用紙及び申込サイトでは、「参加希望の形式」として A 席（第 1 部地層処分の説明及び第 2 部テーブルでのグループ形式での意見交換の両方に参加する席）及び B 席（第 1 部のみ参加する席）のいずれかを選択して申し込むこととされていた。実際の会場では、A 席、B 席以外に「関係者席（傍聴席）」があるが、申込書及び申込サイトでは、関係者席の記載がなされていないため、電力会社関係者が本件意見交換会に参加しようとして上記①又は②の方法により申込みをする場合には、A 席又は B 席のいずれかを選択せざるを得ない。

2 本件意見交換会の会場において、参加者が電力会社関係者か否かを受付担当者が具体的に確認することについて、当初は特段のルールはなく、参加者は原則として申込時に選択した A 席又は B 席で参加していた。関係者席については、NUMO の職員、評議員、エネ庁の職員、地方公共団体の職員、電気事業連合会職員、電力会社社員等が使用していたが、関係者席に着くべき対象者の範囲について、NUMO では明確に定めたルールはなく、取扱いについての職員間での共通認識が形成されていたとは言い難い状況にあった。

3 本件意見交換会に参加した電力会社関係者は、10月17日の東京会場から12月20日の宮崎会場までの間の全参加者 1611 名中少なくとも 67 名（A 席 2 名、B 席 65 名）であったことが確認された。

ここで、電力会社関係者であるかどうかを判断した方法は、次のとおりである。すなわち、まず(i)「電力会社関係者」の範囲を、電気事業連合会及び会員企業（旧一般電気事業者である電力10社）、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社（以下「電力関係会社」という。）の職員・社員と定義したうえで、次に(ii)各会場の参加者名簿（実績）を確認して、メールアドレスに電力関係会社のメールドメインが含まれている場合、又は住所・マンション・ビル名等に電力関係会社に関する記載を含んでいる場合は、「電力会社関係者」であると判断した。したがって、電力会社関係者が個人で保有しているメールアドレス及び自宅住所等を記入して申込みを行っていた場合は、「電力会社関係者」であると判断できる情報がないということになるが、(i)又は(ii)に該当する者は少なくとも電力会社関係者であると判断することができる。

4 2017年11月21日、電気事業連合会から電力各社等に対して通知がなされ、電力各社等はその職員・社員が本件意見交換会に参加する場合には、NUMOと連絡を取り合って、電力各社等からの参加者は関係者席に着くものとすることが指示された。

第5 本件意見交換会への電力会社関係者等の参加について

1 本件意見交換会に参加した電力会社関係者について

2017年10月17日の東京会場から同年12月20日の宮崎会場までの本件意見交換会への参加者数（関係者席を除く）は合計1611名であったが、そのうちA席への参加者数は合計661名、B席への参加者数は合計950名であり、そのうち電力会社関係者の参加者はA席2名、B席65名であった。また、関係者席にて参加した247名中、電力会社関係者は96名、その他の151名は国や自治体の関係者等であった。なお、関係者席については参加者数にはカウントされていない。

2 A席で参加した電力会社関係者について

A席で参加した2名について電話によるヒアリングを実施したところ、1名はNUMOのメールマガジンで開催を知り、個人的な興味で参加した旨を、もう1名は個人的に興味があり、自身の判断で参加した旨を述べた。

また、この2名が原子力発電事業全般や地層処分事業に関して推進を支持・示唆する内容の発言（以下「推進的発言」という。）をしたとは認められなかった。

3 電力会社関係者の本件意見交換会での発言

調査チームは、本件意見交換会での議論が記録されている議事概要及び映像（但し、全会場の全てのやり取りの記録が残っているわけではないため、記録のあるもの全てという趣旨である。）を確認し、質疑応答のセッションにおける参加者からの発言内容を確認し、電力会社関係者の発言の有無及び発言内容の確認を行った。本件意見交換会では、第1部の最後に全体の質疑応答が実施され、全28会場計86名から質問や意見がなされたところ、推進的発言をした発言者の中に、電力会社関係者が存在するまでは認められなかった。

具体的には、推進的発言をした発言者は、福岡会場及び宮城会場に各1名存在したところ、福岡会場の発言者は発言の際に氏名・所属を名乗っており、参加者名簿からも、同人が電力会社関係者であることを窺わせる情報は発見できなかった。また、宮城会場については、参加者名簿からは電力会社関係者の参加があったと認めるに足りる情報がそもそも発見されなかつた。

第6　まとめ

1 本件メールについて

本件メール発信者であるNUMO職員は、外部からの情報提供により指摘されているような、東京電力グループ会社の管理職に対して本件意見交換会への動員を要請する意図ではなかったが、本件メールは東京電力グループ各社の管理職宛に発信されており、その後本件メール自体が東京電力及びそのグループ会社の社員等、さらにその取引関係者等にも転送等されている可能性は否定できない。そして、事情の詳細や背景を知らない者が本件メールを見れば、東京電力OBであるNUMOの職員が東京電力グループ各社の管理職に対して本件意見交換会への動員を要請したと判断してもやむを得ない表現が本件メールには含まれている。

2 NUMO内の取り決めについて

本件メールが発信された背景には、NUMO内において、本件意見交換会の告知や参加呼びかけを担当している地域交流第1Gないし第4Gにおいて、シンポジウム等の告知方法あるいはその制限について定めた規則等はなく、また、どのような告知方法を行うべきか、どのような告知方法は禁止すべきかという議論が正式になされたことを示す資料もなく、その結

果、誰に対し誰がどのような方法でどのような内容の告知を行うかが、各担当部署、各担当者の判断に任せられていた、といった事情がある。

なお、地域交流部では、従来から自らの判断で知人・友人等に対してシンポジウム等の告知をすることがあり、過去においても、今回のように個人的な告知のつもりで行った連絡が、第三者からはいわゆる動員を要請したと認識されるケースがあった可能性も否定できない。ただし、本事案1についての本アンケート結果（別紙2－2）においては、自由記載欄を含め、不適切な告知・参加呼びかけを窺わせる回答はなく、発言誘導を受けたと示唆する回答もなかった。

3 本件意見交換会への告知、参加呼びかけについて

本件意見交換会への参加について、NUMO担当者から電力各社及びそのグループ会社に対し、職員、社員を参加させるよう求めていたことを認めるに足りる証拠は発見されなかった。また、NUMO担当者からは、電力各社及びそのグループ会社の職員、社員に対する「動員」と判断できる行為や、推進的発言等を依頼するような行為がなされていた事実は認められなかった。

第2章 原因分析

1 本件メールについて

本件メールにおける発信者の意図が元同僚らに本件意見交換会の告知を呼びかけるものであるとしても、本件メール自体が第三者に転送される可能性はあり、本件メールの内容も、事情や背景を知らない者にとっては「動員」を要請するものと誤解される可能性が十分あったことからすると、趣旨を明確にしないままメールで告知や参加呼びかけを行ったことは、軽率な行為であったと言わざるを得ない。

2 NUMO内の問題

本件メールが発信された背景には、NUMOの担当部署において、シンポジウム等の告知方法・告知内容等について定めた規則等がないばかりか、誰に対し、誰がどのような告知方法で、どのような内容の告知を行うべきか、どのような告知方法・内容は禁止すべきか等について共通のコンセンサスがないまま、告知や参加呼びかけが担当部署、各担当者の判断に任せられていたという事情がある。したがって、NUMO内において、こうした管理や指導がなされていなかったことにも本件の原因がある。

3 シンポジウム等と電力会社関係者の関係について

NUMOが開催するシンポジウム等への電力会社関係者の参加に対する対応だけでなく、シンポジウム等の会場（現場）での電力会社関係者への対応についても、NUMO内において明確な基準がないまま曖昧な対応をしてきた。そもそも、「電力会社関係者」の定義自体がなされておらず、その範囲に関する認識も、担当部署や各担当者によって異なっている。これらのことから、第三者からみて、シンポジウム等と電力会社関係者の関係について疑念を生じさせ、「動員」と受け取られる原因となつたと考えられる。

第4編 再発防止策等

第1章 本事案1に対する再発防止策等

第1 契約に対する考え方

1 契約内容の明確化

NUMOと委託先の契約書は、本文が定型文書であり、具体的な業務内容としては仕様書、企画書が添付されているにすぎない。また、委託先と再委託先との契約はそもそも契約書自体が作成されていない。委託先と再委託先との間には、契約締結初期の段階でも、見積書、発注書すら作成されていないケースも見受けられた。

しかしながら、受託業務の内容及び範囲、具体的な業務遂行の方法、業務遂行に伴う成果物の有無やその内容、業務遂行の際の禁止事項等を具体的に明確にすることは、委託業務に関する双方の理解・認識を共通にするため、必須のプロセスである。本事案1に即していえば、才社の業務の内容について、NUMO、電通、地活研、才社それぞれの理解・認識がそもそも異なっていたことが大きな原因であったといいうところ、どのような方法で業務を遂行するのか、どのような行為は許容されないのか等について当事者間で明確化されていれば、本事案1は発生しなかつた可能性が高いと思われる。

このことは、NUMOと委託先との契約、委託先と再委託先との契約のそれぞれについて妥当する問題である。

2 契約書の作成

本事案1では、委託先と再委託先との契約については、契約書が作成されていない。しかし、契約内容を明確化するためには、できるだけ契約書（少なくとも、発注書・請書）を作成させることが重要である。契約書の作成には時間をする場合もあるが、契約書の作成によって契約内容が明確になり、契約当事者の認識も共通になるという効果があるほか、発注時期も明確になる。

また、委託契約書では、再委託については原則禁止、再委託を行う場合にはNUMOの承認が必要とされているところ、NUMOが再委託の承認可否を検討する場合においても、委託先と再委託先との間の契約書等は、もっとも重要な資料となりうる。NUMOが再委託先の業務内容や、委託先が再委託先に課した禁止事項等を充分検討し、把握しておくためにも、委託先と再委託先との間に契約書等を作成させることは極めて重要である。

第2 再委託先に対する管理、監督

1 委託業務に関する趣旨・目的の共有

委託者であるNUMOの組織自体の特性や事業内容に照らし、NUMOが開催するイベント等の目的や趣旨について誤解を生じさせるようなことのないよう、NUMOとしては、社内で認識を共有することはもちろん、委託先や再委託先に対しても、NUMOの立場やイベント等の趣旨・目的に対する理解を徹底させておく必要がある。

2 委託業務の遂行状況の把握及び管理監督

NUMOが再委託について承認するのであれば、委託先に管理、監督を丸投げせずに、再委託先の業務遂行状況に関する把握及び管理監督の方法を委託先に具体的に指示したり、再委託先の業務遂行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて指示等を行う仕組みとしたり、再委託先の業務遂行において問題が生じた場合の対応について委託先とあらかじめ協議したり、場合によっては自ら直接再委託先に対する管理、監督をすることも含め、委託業務の遂行状況を把握・管理できる体制を構築すべきである。

また、再委託の承認をするに際し、検討項目や審査基準、手続等を整備しておくことも重要である。

第2章 本事案2に対する再発防止策等

第1 シンポジウム等の告知、参加呼びかけについて

NUMOの事業の特殊性に照らし、シンポジウムの公正性に疑義が生じることのないようにするため、シンポジウム等の告知や参加呼びかけに関し、その内容、対象者の範囲及び方法等について、どのようにすべきか（あるいは逆にどのようなことは制限若しくは禁止すべきか）について、評議員会の意見も踏まえて早急に議論して明確な基準を定め、これについて内部に周知徹底することが必要である。

その基準を定めるにあたっては、「電力会社関係者」の範囲を明確に定義したうえ、電力会社関係者であるか否かによって告知の内容や方法に関するルールに差を設けることも必要である。

第2 シンポジウム等への電力会社関係者の参加について

本事案2においては、本件意見交換会への電力会社関係者の出席を要請する働きかけがあったのではないかとの疑義が指摘された。

NUMOが主催（共催）するシンポジウム等への電力会社関係者の出席（一般の人と同じ席への出席）が許容されるか、禁止ないし制限されるべきかは、当該シンポジウム等の趣旨・目的にもよる。

したがって、シンポジウム等の趣旨・目的を明確にしたうえで、それに照らして、電力会社関係者の出席の可否等を判断し、禁止ないし制限すべきシンポジウム等においては、そのことを電力会社関係者にいかにして周知するか、またシンポジウム等の実施に際してはその禁止ないし制限をいかに実効的に行うかについての具体的な方策を明確に定め、これをNUMO内部において周知徹底することが必要である。

第3 告知・参加呼びかけ担当部署における横断的な認識の共有

地域交流第1Gないし第4Gにおいては、従前、告知や参加呼びかけの内容、対象者の範囲、方法等については各グループ内の協議がなされることはあっても、その認識が横断的に共有されることではなく、各グループごとにやり方が区々であったり、その結果、NUMO全体での統一的なルールが策定されなかった。

今後は、告知、参加呼びかけ担当部署が横断的に議論をして認識を共有し

ていくことが必要である。

第3章 リスク管理体制の確立

事業遂行の各段階において、NUMOにとって何がリスク要因となりうるかを具体的に想定し、当該リスクを回避するために何をなすべきかに関する認識を共通にしておくことが必要である。そして、単に、リスク要因と対策を列挙するだけでなく、そのリスク要因が、どのような場面でリスクとして顕在化し、その場合には具体的にどのような問題に発展しうるのか、そしてその場合における法的責任や道義的・社会的责任はどうなるのか、ということを具体的にイメージし、各対策が、なぜ当該リスクに対する防止策になるのかという点についても認識を共有しておくことが、リスク管理の考え方や対策を徹底するために必要である。

第4章 評議員会への要請

本事案1に関し、第2編第2章において述べた本件過去イベント及び本件意見交換会に関する問題の原因に照らし、調査チームとして提言する再発防止策等の要点は、本編第1章のとおりである。

また、本事案2に関しては、第3編第2章において、調査チームとしての原因分析をし、本編第2章にその再発防止策の要点を記した。

いずれの事案についても、より具体的な再発防止策や、NUMOとして長期的に取り組むべき課題については、評議員会において充分な審議検討を行い、方針が決定されるものと理解している。本報告書が、評議員会における審議検討に役立てば幸いである。

以上

平成 29 年 1 月 27 日

調査チ一ム

委員長 高橋 恭平

委員 加々美 博久

委員 城山 英明

委員 鳥井 弘之

別紙一覧

別紙1．意見交換会・シンポジウム等の開催状況

別紙2．アンケート調査項目・アンケート結果について

別紙3．調査チームの活動経過

別紙4．オーシャナイス社のビジネスモデル

別紙5．団体所属学生向け・団体協賛案件向けの文面

別紙6．本件メール文

意見交換会・シンポジウム等の開催状況

①シンポジウム「地層処分を考える」(全29会場)

開催期間：2014年5月～2015年3月

開催会場数：29回 合計参加者数：1,753名

開催場所：下表のとおり

開催内容：2014年5月より、全国29か所において、高レベル放射性廃棄物の地層処分について考えるシンポジウムを開催。このシンポでは、NUMO職員による地層処分事業に関する概要説明をはじめ、それぞれの地域にお住まいの方や地元学生、ジャーナリストの方々にご登壇いただき、NUMO職員に質問や疑問をぶつけていただくパネルディスカッション、並びに参加者との質疑応答を実施。

特記事項：質問のための登壇および事後レポートのための学生参加呼びかけあり。

委託先：電通

再委託先：地活研（本部事務局）、オーシャナライズ（学生ネットワークの活用）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	5月31日	仙台	67名
2	6月7日	札幌	84名
3	6月14日	富山	58名
4	6月28日	高松	65名
5	7月6日	広島	75名
6	7月13日	福岡	55名
7	7月20日	津	48名
8	7月26日	神戸	91名
9	8月2日	徳島	51名
10	8月31日	山形	41名
11	9月6日	奈良	71名
12	9月13日	熊本	35名
13	9月20日	横浜	60名
14	9月27日	秋田	41名
15	10月4日	岡山	43名
16	10月12日	さいたま	63名
17	10月19日	盛岡	40名
18	11月3日	釧路	114名
19	11月8日	大分	51名
20	11月15日	長野	41名
21	11月22日	新潟	52名
22	11月30日	金沢	67名
23	12月6日	山口	60名
24	12月14日	京都	60名
25	12月21日	静岡	81名
26	2月1日	水戸	86名
27	2月7日	和歌山	60名
28	2月14日	高知	55名
29	3月1日	甲府	38名
計			1,753名

②全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分」（全9会場）

開催期間：2015年5月～2015年6月

開催会場数：9回 合計参加者数：2,088名

開催場所：下表のとおり

開催内容：経済産業省・資源エネルギー庁と、処分事業を担うNUMOは、2015年5月より、全国9か所において、高レベル放射性廃棄物の地層処分について考えるシンポジウムを開催。シンポジウムは、有識者による基調講演、資源エネルギー庁・NUMOによる地層処分事業に関する政策・事業の説明、パネルディスカッションなどを実施。

委託先：電通

再委託先：地活研（事務局運営）、オーシャナライズ（事前・事後広報）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	5月23日	東京	338名
2	5月30日	高松	230名
3	5月31日	大阪	305名
4	6月7日	名古屋	302名
5	6月13日	広島	164名
6	6月14日	仙台	173名
7	6月20日	札幌	180名
8	6月27日	富山	199名
9	6月28日	福岡	197名
計			2,088名

③全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分～処分地の適性と段階的な選定の進め方」
(全9会場)

開催期間：2015年10月

開催会場数：9回 合計参加者数：1,627名

開催場所：下表のとおり

開催内容：処分地の適性の考え方、段階的な処分地選定と科学的有望地の位置づけに
関するディスカッション

1 パネルディスカッション

2 質疑応答

委託先：電通

再委託先：地活研（事務局運営）、オーシャナイス（タダコピ）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	10月4日	東京	241名
2	10月8日	金沢	117名
3	10月9日	札幌	178名
4	10月10日	新潟	81名
5	10月15日	高松	209名
6	10月16日	大坂	307名
7	10月24日	名古屋	268名
8	10月28日	熊本	125名
9	10月29日	岡山	101名
計			1,627名

④全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分～科学的有望地の提示に向けて」
(全9会場)

開催期間：2016年5月～2016年6月

開催会場数：9回 合計参加者数：1,561名

開催場所：下表のとおり

開催内容：科学的有望地の提示など地層処分に関するディスカッション

1 パネルディスカッション

2 質疑応答

委託先：電通

再委託先：地活研（事務局運営）、オーシャナイス（事前広報）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	5月 9日	東京	301名
2	5月 12日	秋田	75名
3	5月 14日	松江	194名
4	5月 17日	高松	157名
5	5月 21日	札幌	176名
6	5月 23日	福井	126名
7	5月 28日	大分	70名
8	6月 2日	名古屋	239名
9	6月 4日	大阪	223名
計			1,561名

⑤高レベル放射性廃棄物について考える地層処分セミナー（全17会場）

開催期間：2016年7月～2016年10月

開催会場数：17回 合計参加者数：483名

開催場所：下表のとおり

開催内容：地層処分に関する意見交換会

- 1 映像による地層処分の紹介
- 2 NUMO 職員、技術専門家による事業説明
- 3 グループ形式での意見交換

特記事項：事業説明質疑→テーブル席に分かれての意見交換会

：セミナー全体の運営はNUMO直営で実施し、開催広告のみ委託

委託先：電通

再委託先：地活研（新聞・チラシ広告制作・WEB構築）

オーシャナライズ（リスティング広告）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	7月31日	神戸	35名
2	8月6日	さいたま	53名
3	8月20日	長野	9名
4	8月20日	佐賀	18名
5	8月27日	甲府	14名
6	8月27日	鳥取	32名
7	9月3日	岐阜	35名
8	9月3日	鹿児島	46名
9	9月10日	盛岡	15名
10	9月11日	山口	61名
11	9月17日	大津	33名
12	9月25日	宮崎	11名
13	10月2日	長崎	17名
14	10月8日	山形	17名
15	10月8日	徳島	22名
16	10月15日	前橋	39名
17	10月16日	松山	26名
計			483名

⑥高レベル放射性廃棄物について考える地層処分意見交換会（全9会場）

開催期間：2016年10月～2016年11月

開催会場数：9回 合計参加者数：834名

開催場所：下表のとおり

開催内容：地層処分に関する意見交換会

1 地層処分の説明（エネ庁、NUMO、専門家）及び質疑

2 グループ形式での意見交換

特記事項：（第一部：A席・B席参加）事業説明質疑

（第二部：A席参加） テーブル席に分かれての意見交換会

委託先：電通

再委託先：地活研（事務局運営）、オーシャナライズ（リスティング広告、Facebook広告、タダコヒ）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	10月30日	東京	192名
2	11月3日	仙台	78名
3	11月5日	名古屋	91名
4	11月12日	広島	52名
5	11月13日	福岡	55名
6	11月19日	大阪	106名
7	11月20日	高松	104名
8	11月23日	札幌	101名
9	11月26日	富山	55名
計			834名

⑦高レベル放射性廃棄物について考える地層処分セミナー（全5会場）

開催期間：2017年2月～2017年3月

開催会場数：5回 合計参加者数：255名

開催場所：下表のとおり

開催内容：地層処分に関する意見交換会

- 1 映像による地層処分の紹介
- 2 NUMO 職員、技術専門家による事業説明
- 3 グループ形式での意見交換会

特記事項：事業説明質疑→テーブル席に分かれての意見交換会

：セミナー全体の運営はNUMO直営で実施し、開催広告のみ委託

委託先：電通

再委託先：地活研（広告制作、申込み受付管理）、オーシャナライズ（WEBプロモーション）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	2月11日	静岡	46名
2	2月18日	奈良	43名
3	2月25日	横浜	48名
4	2月26日	水戸	78名
5	3月4日	高知	40名
計			255名

⑧全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分～科学的特性マップの提示に向けて」
(全9会場)

開催期間：2017年5月～2017年6月

開催会場数：9回 合計参加者数：1,390名

開催場所：下表のとおり

開催内容：科学的特性マップ公表前の全国シンポジウム

- 1 地層処分の説明
- 2 パネルディスカッション
- 3 質疑応答

委託先：電通

再委託先：地活研（本部事務局、WEBサイト）、オーシャナライズ（WEB広告）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	5月14日	東京	310名
2	5月20日	富山	72名
3	5月21日	福岡	100名
4	5月27日	札幌	175名
5	6月3日	高松	119名
6	6月4日	仙台	98名
7	6月11日	名古屋	222名
8	6月17日	広島	130名
9	6月18日	大阪	164名
計			1,390名

⑨科学的特性マップに関する意見交換会（全46会場）

開催期間：2017年10月17日～

開催会場数：28回 合計参加者数：1,611名

開催場所：下表のとおり

開催内容：科学的特性マップに関する意見交換会

- 1 映像による地層処分の紹介
- 2 NUMO 職員、技術専門家による事業説明
- 3 グループ形式での意見交換

特記事項：（第一部：A席・B席参加）事業説明質疑

（第二部：A席参加） テーブル席に分かれての意見交換会

委託先：地活研

再委託先：オーシャナイス（次世代層向け広報活動）

回	開催日	開催場所	来場者数
1	10月17日	東京	131名
2	10月18日	宇都宮	68名
3	10月19日	前橋	48名
4	10月24日	静岡	65名
5	10月25日	名古屋	62名
6	10月30日	和歌山	119名
7	10月31日	大阪	80名
8	11月1日	奈良	66名
9	11月2日	神戸	67名
10	11月6日	さいたま	85名
11	11月8日	横浜	63名
12	11月10日	甲府	79名
13	11月13日	福岡	62名
14	11月14日	熊本	44名
15	11月16日	盛岡	46名
16	11月17日	秋田	61名
17	11月20日	岡山	52名
18	11月21日	広島	50名
19	11月29日	佐賀	24名
20	11月30日	長崎	30名
21	12月5日	津	63名
22	12月6日	仙台	33名
23	12月7日	長野	47名
24	12月8日	山形	27名
25	12月12日	山口	36名
26	12月13日	大分	44名
27	12月19日	鹿児島	33名
28	12月20日	宮崎	26名
計			1,611名

アンケートへのご協力のお願い

拝啓

歳末ご多用の折、突然のご連絡失礼いたします。このご連絡は、これまでに原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）が開催したシンポジウム・セミナー等にご参加いただいた皆様¹にお送りしております。

さて、既に報道等によりお聞き及びの方もおられるかと存じますが、2017年11月14日に同機構が公表いたしましたとおり、今年10月から実施中の「科学的特性マップに関する意見交換会」に関して、不適切な形での参加者募集が行われていたことが判明しました。この事実関係の究明と再発防止に向けて、NUMOの評議員会に「調査チーム」が設置されました。このご連絡は、NUMO評議員会「調査チーム」として差し上げるものです。

本アンケートは、上記事実関係の究明に資するため、過去にNUMOが開催したシンポジウム・セミナー等における参加者募集等の実態をお伺いするものです。

ご回答いただいた内容は、上記目的の範囲内のみに使用され、個別の回答内容について回答者個人が特定される形で公表されることはありません。

本事案に関する事実関係の究明と再発防止のため、何卒御協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、アンケートへのご回答は、その後の集計及び分析等を勘案し、誠に恐縮ながら、2017年12月15日（金）までにご投函いただけますと幸いです。期日内へのご回答にご協力くださいますよう宜しくお願い致します。

敬具

2017年12月8日

原子力発電環境整備機構評議員会調査チーム

【別添】

- ・シンポジウム・セミナー等の運営に関するアンケート 1通
- ・「科学的特性マップに関する意見交換会」の参加者募集に関するご報告 1枚
(2017年11月14日付けNUMOプレスリリース)
- ・11月14日付ご報告の事案に関する「調査チーム」の設置について 1枚
(2017年11月30日付けNUMOプレスリリース)
- ・返信用封筒 1枚

【本件に関するお問い合わせ先】

(宛先) 原子力発電環境整備機構評議員会調査チーム事務局

住所 〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2階

TEL 03-6371-4001 (平日: 9時~17時40分)

E-MAIL chosa-toiawase@numo.or.jp

¹ 本アンケートは、これまでのNUMOが開催したシンポジウム・セミナー等において、シンポジウムの運営及び今後NUMOが開催するセミナーなどのご案内のため、参加者の皆様に予めお断りしてNUMOが取得・保管している情報を元にお送りしています。

シンポジウム・セミナー等に関するアンケート

以下の設問については、過去に原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）のシンポジウム・セミナー等にご参加されたご本人自身が、個人として責任をもってご回答ください。また、ご回答いただいた後、その内容について追加的な確認やインタビュー等を行うためにご連絡を取らせていただく可能性があります。予めご了承ください。

問1 本アンケートは、これまでのNUMOが開催したシンポジウム・セミナー等において、シンポジウムの運営及び今後NUMOが開催するセミナーなどのご案内のため、参加者の皆様に予めお断りしてNUMOが取得・保管している情報を元にお送りしています。

今、本アンケートにご回答されようとしているあなたは、過去にNUMOが開催したシンポジウム・セミナー等にご参加されたご本人ですか。「(1) はい」又は「(2) いいえ」に丸をつけてください。

(1) はい (念のため、ご本人確認のために以下の情報をご記載ください。)

ご氏名
(必ずご記載ください) ()

ご住所 〒 — ()

ご連絡先 (なるべく日中連絡の取りやすいものをご記載ください。)

TEL (— — —)

E-MAIL (@)

(2) いいえ (お手数ですが、本アンケートが誤って送付されているものと思われますので、このままご返送いただかずか、以下の連絡先までご連絡ください。)

(宛先) 原子力発電環境整備機構評議員会調査チーム事務局

住所 〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2階

TEL 03-6371-4001 (平日: 9時~17時40分)

E-MAIL chosa-toiawase@numo.or.jp

(次頁に続く)

問2 過去に NUMO が開催したシンポジウム・セミナー等について、NUMO の関係者、又は NUMO が参加者募集（広報、広告）を委託（再委託等を含む。）した事業者等¹（株式会社電通、株式会社地域力活性化研究室、株式会社オーシャナイス、株式会社ビーウェル又はご自身が所属する学生団体等）の関係者を介して募集の案内を受けたことがありますか。（1）から（3）までのいずれかに丸をつけて、それぞれの間にお進みください。

- (1) ある →問3にお進みください。
- (2) ない →問8にお進みください。
- (3) 知人から案内を受けたが上記の関係者かどうかわからない
→問3にお進みください。

問3 案内を受けた際に、参加すればお金がもらえる、といった謝金提供等（謝金に類する物品等の提供を含む。）の話はありましたか。「(1) ある」又は「(2) ない」に丸をつけて、それぞれの間にお進みください。

- (1) ある →案内を受けた相手の氏名・所属先と具体的な金額・内容をご記憶の範囲で教えてください。

案内を受けた相手の氏名・所属先
〔 〕

具体的な金額・内容
〔 〕

→問4～8にお進みください。

- (2) ない →問8にお進みください。

(次頁に続く)

¹ 括弧内に掲げている事業者等は、NUMO が過去に開催したシンポジウム・セミナー等において、参加者募集（広報・広告）を委託（再委託等を含む。）したことがこれまでに確認できている又は参加者募集の仲介となり得た事業者及び団体です。

問4 問3で「ある」とお答えいただいた方のみご回答ください。

謝金等の提供は実際に行われましたか。「(1) ある」又は「(2) ない」に丸をつけてください。

(1) ある →①具体的な提供方法（口座振込・手渡しなど）と提供された時期（年月日）をご記憶の範囲でお教えください。

具体的な提供方法

[]

提供された時期（年月日）

[]

②謝金等の提供があったことがわかる資料（振込履歴など）はお持ちですか。

ア ある →具体的な資料の内容をお教えください。

[]

イ ない

(2) ない

(次頁に続く)

問5 問3で「ある」とお答えいただいた方のみご回答ください。

(1) いつ頃開催されたシンポジウム・セミナー等についての案内でしたか。下記の中から選択して、丸をつけてください。もし、複数回謝金提供等の案内を受けたことがある場合には、該当するものを全て選択して、丸をつけてください。

- 2014年5月 全国シンポジウム（「地層処分を考える」）
～2015年3月
- 2015年5～6月 全国シンポジウム（「いま改めて考えよう地層処分」）
- 2015年10月 全国シンポジウム（「いま改めて考えよう地層処分」）
～処分地の適性と段階的な選定の進め方～
- 2016年5～6月 全国シンポジウム（「いま改めて考えよう地層処分」）
～科学的有望地の提示に向けて～
- 2016年7～10月 高レベル放射性廃棄物について考える地層処分セミナー
- 2016年10～11月 高レベル放射性廃棄物について考える地層処分意見交換会
- 2017年2～3月 高レベル放射性廃棄物について考える地層処分セミナー
- 2017年5～6月 全国シンポジウム（「いま改めて考えよう地層処分」）
～科学的特性マップの提示に向けて～
- 2017年10月 科学的特性マップに関する意見交換会
～開催中
- 上記以外 →ご記憶の範囲で、開催年月とシンポジウム・セミナー等の名称をお教えください。
[]
- 覚えていない

(2) それはどこの会場で開催されたものに関してでしたか。開催された場所（都市名）をご記憶の範囲でお教えください。（1）で複数選択された場合は、それぞれについてご回答ください。

[]

（次頁に続く）

問6 問3で「ある」とお答えいただいた方のみご回答ください。

謝金提供等の案内を受けた際に、そのシンポジウム・セミナー等において特定の内容の発言（意見又は質問）やアンケートへの記述を行うように、依頼や指示を受けたことはありますか。「(1) ある」又は「(2) ない」に丸をつけて、それぞれの間にお進みください。

- (1) ある →依頼・指示を受けた相手の氏名・所属先と具体的な内容をご記憶の範囲でお教えください。

依頼・指示を受けた相手の氏名・所属先

[]

具体的な内容

[]

→問7にお進みください。

- (2) ない →問8にお進みください。

問7 問6で「ある」とお答えいただいた方のみご回答ください。

問6 「具体的な内容」にご記載いただいた内容について、そのシンポジウム・セミナー等において発言（意見又は質問）やアンケートへの記述を実際にしましたか。「(1) した」又は「(2) しなかった」に丸をつけてください。

- (1) した

- (2) しなかった

問8 あなたが参加したシンポジウム・セミナー等の運営について、調査チームへのご意見等があればご記入ください。

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。ご回答の内容に間違いがないことをご確認いただき、同封の返信用封筒に本アンケート用紙を封入の上ご返送ください。

なお、ご回答の内容について追加的な確認やインタビュー等を行うためにご連絡をさせていただく可能性があります。予めご了承ください。

以上

アンケート結果について

1. アンケート調査の範囲

意見交換会等の実施を通じて NUMO が取得した参加者の個人情報のうち、調査目的で利用可能なものを全て活用し、実態の把握・調査の徹底を図るという観点から、調査の範囲を確定した。具体的には、別紙1の⑤のセミナー以降⑨の本件意見交換会まで(但し、本件意見交換会については、平成29年11月30日以前の開催分まで)の全参加者のうち、メールアドレス又は住所が判明しているものすべて(延べ4, 228名)である。

2. 発送・回収状況

	総数	WEB アンケート	郵送アンケート
① 発送数	4, 228件	2, 678件	1, 550件
② 回答数	1, 855件	1, 113件	742件
③ 有効回答数*	1, 815件	1, 090件	725件
④ 有効回答率	43%	41%	47%

*有効回答とは、問1(本人確認項目)で「はい」が選択された回答数のこと。

3. アンケートの回答の集計結果

- ① 有効回答数1, 815件中、NUMOの関係者又はNUMOが参加者募集を委託した事業者等の関係者(以下「NUMO関係者等」という。)を介して募集の案内を受けたことがあるとの回答は208件、案内を受けたがNUMO関係者等かどうかわからないとの回答は91件、合計299件。
- ② NUMO関係者等から案内を受けた際に謝金等提供(謝金に類する物品等の提供を含む。)の話があったとの回答は299件中3件。うち2件は謝金として1人5, 000円の提示を受け、支払いも受けたとのことであった¹(残り1件は、実際に謝金等の提供を受けたことはないと回答であった。)。
- ③ 自由記載欄への記入も含めて、特定の内容の発言(又はアンケートへの記述)の依頼・指示(発言誘導)を受けたとの回答はなかった。

以上

¹ なお、いずれも本件過去イベント⑥に係るものであり、案内時に提示された金額は5, 000円、振込先は各人の個人口座であることが確認できた。

調査チームの活動経過

11月

30日(木) 全体会合① 事案共有、調査範囲と調査方法

12月

1日(金)	実務者会合	調査に必要な根拠情報の確認
3日(日)	実務者会合	調査の進め方
5日(火)	実務者会合	調査の進め方
6日(水)	実務者会合	アンケート・ヒアリングの進め方
7日(木)	全体会合②	アンケート・ヒアリングの進め方 (郵送アンケート発送)
9日(土)		(WEBアンケート発送)
11日(月)	実務者会合	ヒアリング①
	実務者会合	ヒアリング②
	実務者会合	ヒアリング③
	実務者会合	ヒアリングポイントの整理
12日(火)	実務者会合	ヒアリング④
	実務者会合	ヒアリング⑤
	全体会合③	進捗確認／議事録等による調査等
13日(水)	実務者会合	ヒアリング⑥
	実務者会合	ヒアリング⑦
	実務者会合	ヒアリング⑧
	実務者会合	ヒアリング⑨
14日(木)	実務者会合	ヒアリング⑩
	実務者会合	ヒアリング⑪
	実務者会合	ヒアリング⑫
15日(金)	実務者会合	ヒアリング⑬
	実務者会合	ヒアリング⑭
	実務者会合	ヒアリング⑮
	実務者会合	ヒアリング⑯ (アンケート〆切)
18日(月)	実務者会合	ヒアリング⑰
	実務者会合	ヒアリング⑱
	実務者会合	中間報告案の整理

19日(火) 全体会合④ アンケート結果と中間報告案
(アンケート〆切：追加郵送分・催促分)

20日(水) 評議員会報告（中間報告）

21日(木) 実務者会合 ヒアリング⑯

実務者会合 ヒアリング⑰

実務者会合 ヒアリング⑱

22日(金) 実務者会合 ヒアリング⑲

実務者会合 ヒアリング⑳

実務者会合 ヒアリング㉑

実務者会合 ヒアリング㉒

実務者会合 ヒアリング㉓

実務者会合 ヒアリング㉔

実務者会合 ヒアリング㉕

実務者会合 ヒアリング㉖

実務者会合 ヒアリング㉗

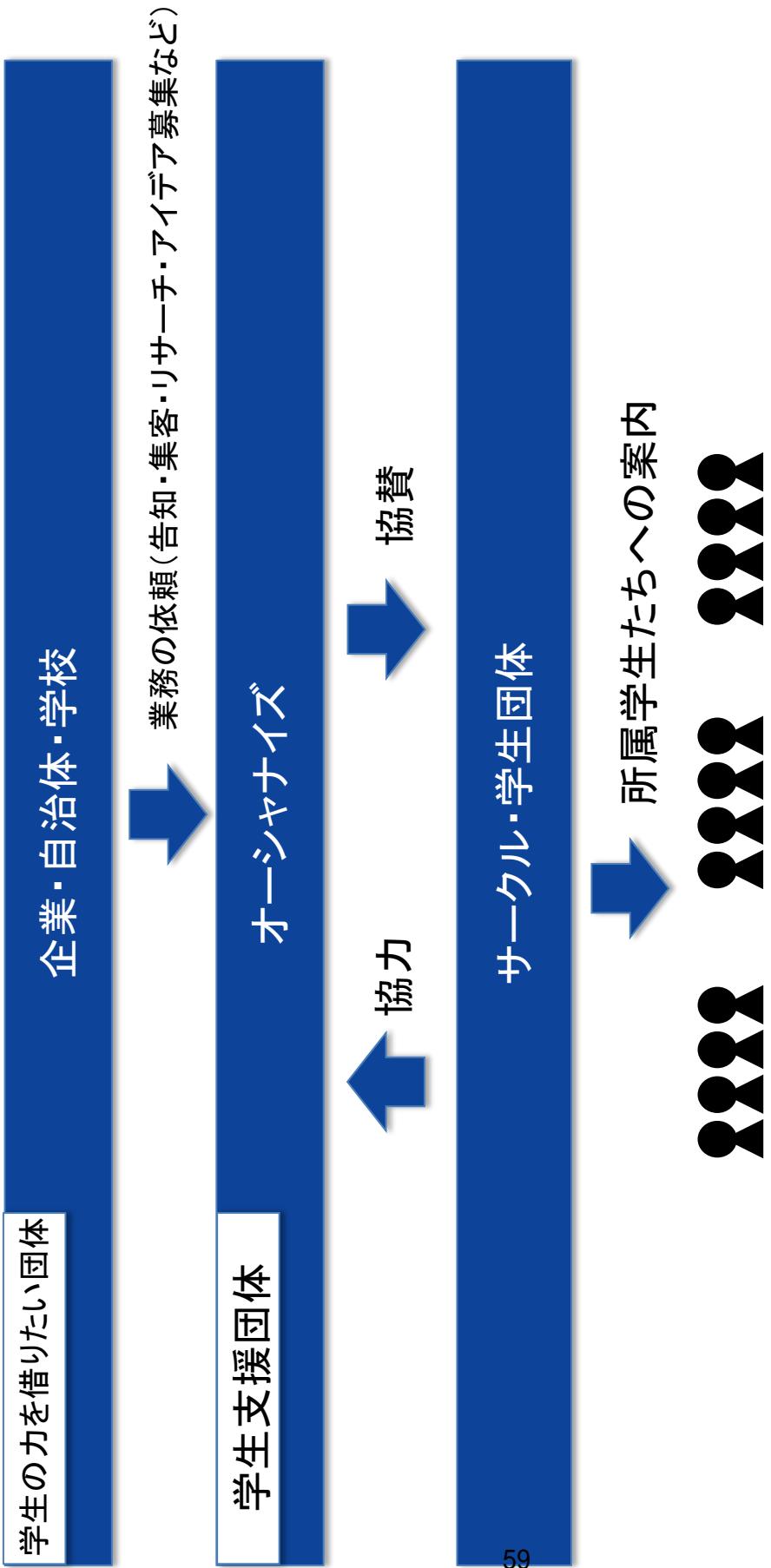
(アンケート最終〆切)

25日(月) 実務者会合 ヒアリング㉘

26日(火) 全体会合⑤ 調査報告書案

27日(水) 評議員会報告（調査報告書案）

学生団体・サークルへの依頼スキーム



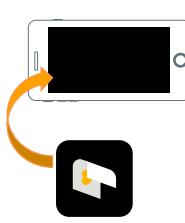
協賛の内容はサークル・学生団体によって様々になります。

●協賛内容

- ・団体運営・イベントの協賛金
- ・印刷物作成・パンフレットへの広告出稿
- ・会議室の貸出
- ・デザインやホームページ制作・アンケート代行

22. リアルアフィリエイト

リアルアフィリエイトとは、リアルの場においてターゲットに直接クライアント様のサービス（例元（アパリDL、会員登録等）を利用してもらったり、イベント等へ学生集客を行うもの）です。弊社では学生ネットワークを使って学生の利用促進を図ることができます。



オーシャナイス

アプリDL/会員登録

依頼・協賛金

学生団体/サークル



60

学生側のメリット

活動の協賛費
スポーツサークル
イベント研究会
等

例として…

依頼・協賛金
イベント学生集客



■基本料金
媒体単価

@¥1,500~

団体所属 学生向け 文面

地層処分についての意見交換会です。

「地層処分って何？」 「核のゴミとは？」 「日本に埋める所なんてあるの？」

など、基本的なところからの説明となりますので、

事前知識は一切必要ありません。

今後日本人として絶対に知っておいたほうがよいと思います！

第1部：地層処分の説明 13:30～15:20

- ・資源エネルギー庁
- ・原子力発電環境整備機構（NUMO）など

第2部：テーブルでの意見交換会 15:30～16:40

【申し込み】

https://www.chisou-sympo.jp/cgi-bin/iken2017/entry_iken2017.cgi

A席をお選びください。

今話題になっている核廃棄処分について若い方々にもっと理解と
関心度を高めてもらうために意見交換会を開催しております。

今後の未来に他人事ではなく自分事としてより考えて頂けたらと思います！

積極的なご参加よろしくお願い致します！！

【日程】

10/17（火）

受付開始：13:00

13:30～16:40（予定）

【会場】

TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町 3 階 プレミアムホールルーム [\[地図\]](#) 東京都千代田区神田錦町 3-22
テラススクエア

三田線・新宿線・半蔵門線「神保町」駅より徒歩約 2 分、東西線「竹橋」駅より徒歩約 5 分、
丸ノ内線「淡路町」駅より徒歩約 7 分、千代田線「新御茶ノ水」駅より徒歩約 7 分、中央線・
総武線「御茶ノ水」駅より徒歩約 10 分

【内容】

地層処分についての説明会&意見交換会です。

「地層処分って何？」 「核のゴミとは？」 「日本に埋める所なんてあるの？」

など、基本的なところからの説明となりますので、

事前知識は一切必要ありません。

今後日本に住むにおいて絶対に必要な知識になると思います！

第 1 部：地層処分の説明 13:30～15:20

- ・資源エネルギー庁
- ・原子力発電環境整備機構（NUMO）など

第 2 部：テーブルでの意見交換 15:30～16:40

【謝礼】

5000 円 / 1 人

【申し込み】

<http://www.chisou-sympo.jp/iken2017/i>

A 席をお選びください。

【定員】

最大 10 名

【注意点】

- ・「お金がもらえるから来た」などは絶対に言わないでください。
- ・当日現場で謝礼の話は一切しないでください。
- ・来た理由などを聞かれた際は、「友人に誘われて」など、当たり障りないようにしてください。今話題になってる核廃棄処分について若い方々にもっと理解と関心度を高めてもらうために説明会を開催させて頂きました。

今後の未来に他人事ではなく自分事としてより考えて頂けたらと思います！

積極的なご参加よろしくお願ひ致します！！

本件メール文

お世話になっている皆様へ

いつもお願ひばかりで申し訳ありません

去る7月28日に「科学的特性マップ」が国より公表され、私たちNUMOも第二の創業ともいえるこの時期に活動を活発化させて参ります

このマップを通じ全国の皆さんにまずNUMOの地層処分事業を知っていただくということで、福島を除く46都道府県で国と共に意見交換会を開催することになりました。

準備に時間がかかりご案内が遅くなってしまいましたが、10月17日(火)の東京会場を皮切りに何度内に終了させる予定です

今回は平日の午後の開催になります 順次場所をプレスしていく予定です

つきましては、東京、栃木、群馬の開催につきまして
ご出席、また関係の方、栃木、群馬に支社等おありのかたは
そちらへの周知方よろしくお願ひ申し上げます

もちろん東京電力のHD、PG、それぞれの総支社には話をしております

大変急な話で、しかもメールでのお願ひになり、恐縮ですが、
なにとぞご支援よろしくお願ひ申し上げます

NUMO

N6

原子力發電環境整備機構(NIIMO)

第二步

16

